

# 二戸市過疎地域持続的発展計画

自 令和3年4月

至 令和8年3月

岩 手 県 二 戸 市

# 目 次

1 基本的な事項	1
(1) 二戸市の概況	1
ア 二戸市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 二戸市の過疎の状況	3
ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け 等を踏まえた地域の社会経済的発展の方向の概要	6
(2) 人口及び産業の推移と動向	10
ア 人口の推移	10
イ 産業別人口の動向	10
ウ 人口の見通し	11
エ 今後の動向	11
(3) 市町村行財政の状況	16
ア 行政	16
イ 財政	16
ウ 主要公共施設等の整備状況	17
(4) 地域の持続的発展の基本方針	18
ア 基本的な方針	18
イ 施策の方向	18
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	20
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	21
(7) 計画期間	21
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	21
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	23
(1) 現況と問題点	23
ア 移住・定住・地域間交流の促進	23
イ 人材育成	23
(2) その対策	24
ア 移住・定住・地域間交流の促進	24
イ 人材育成	24
(3) 計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25

<b>3 産業の振興</b>	26
(1) 現況と問題点	26
ア 農林業	26
イ 地場産業の振興	28
ウ 企業誘致	28
エ 起業の促進	28
オ 商業	29
カ 観光またはレクリエーション	29
(2) その対策	30
ア 農林業	30
イ 地場産業の振興	31
ウ 企業誘致	32
エ 起業の促進	32
オ 商業	33
カ 観光またはレクリエーション	33
(3) 計画	34
(4) 産業振興促進事項	36
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	36
<b>4 地域における情報化</b>	37
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	37
(3) 計画	37
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38
<b>5 交通施設の整備、交通手段の確保</b>	39
(1) 現況と問題点	39
ア 市道等	39
イ 鉄道施設	39
(2) その対策	40
ア 市道等	40
イ 鉄道施設	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44

<b>6 生活環境の整備</b>	45
(1) 現況と問題点	45
ア 水道施設	45
イ 下水処理施設	45
ウ 廃棄物処理施設	45
エ 消防	46
オ 公営住宅	46
カ 土地区画整理事業	47
キ その他	47
(2) その対策	47
ア 水道施設	47
イ 下水処理施設	47
ウ 廃棄物処理施設	48
エ 消防	48
オ 公営住宅	48
カ 土地区画整理事業	48
キ その他	48
(3) 計画	49
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	50
<b>7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	51
(1) 現況と問題点	51
ア 児童福祉	51
イ 高齢者福祉	51
ウ その他の福祉	52
(2) その対策	52
ア 児童福祉	52
イ 高齢者福祉	53
ウ その他の福祉	53
(3) 計画	54
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	55
<b>8 医療の確保</b>	56
(1) 現況と問題点	56
ア 診療施設	56
イ その他	56
(2) その対策	57

ア 診療施設	57
イ その他	57
(3) 計画	58
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	58
<b>9 教育の振興</b>	<b>59</b>
(1) 現況と問題点	59
ア 学校教育関連施設等	59
イ 集会施設・体育施設等	59
ウ 学校教育の充実	60
(2) その対策	60
ア 学校教育関連施設等	60
イ 集会施設・体育施設等	60
ウ 学校教育の充実	61
(3) 計画	61
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	62
<b>10 集落の整備</b>	<b>63</b>
(1) 現況と問題点	63
(2) その対策	63
(3) 計画	64
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	64
<b>11 地域文化の振興等</b>	<b>65</b>
(1) 現況と問題点	65
(2) その対策	65
(3) 計画	66
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	67
<b>12 再生可能エネルギーの利用の推進</b>	<b>68</b>
(1) 現況と問題点	68
(2) その対策	68
(3) 計画	69
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	69
<b>事業計画（令和3年度～令和7年度） 過疎地域持続的発展特別事業分</b>	<b>70</b>

# **1 基本的な事項**

## **(1) 二戸市の概況**

### **ア 二戸市の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要**

#### **① 自然的条件**

二戸市は、岩手県内陸部の北端に位置し、県庁所在地である盛岡市から約 80 km、青森県八戸市から約 40 km の位置にあり、西方に奥羽山脈、東方に北上山地が縦走し、折爪岳、稲庭岳など標高 700～1,000m 前後のなだらかな山々と丘陵地に占められている。市全体の面積は 420 km<sup>2</sup>で、このうち森林面積が 74.1% (312 km<sup>2</sup>) を占めており、可住地面積は 25.9% (108 km<sup>2</sup>) で、市内を南北に流れる馬淵川の河岸段丘に沿って市街地が形成されている。

主な河川は、市内の中心を 1 級河川馬淵川が流れ、安比川などの支流が注いでいる。

気象は、積雪期間が長く最高気温と最低気温の差が大きい内陸性気候を呈し、年間降水量は 1,000mm 前後と県内でも少ない地域であるが、稲庭岳のある北西部など、奥羽山系側には深雪地帯も含まれている。気象条件は総じて、不安定であり、夏期の異常低温、晩霜、晩雪の影響が大きい。また、集落の場所によって気象状況が大きく異なることも特徴である。

#### **② 歴史的条件**

二戸市は、室町時代以降、南部氏の影響下にあった。二戸の名前は、この南部氏が領地を 9 つに区切り、それぞれを一戸から九戸と名付けたことによると言われる。

明治維新後に行われた廃藩置県の際にこの地域は青森県であったが、明治 9 年には岩手県に編入された。南部氏がここに城を構えていたときの名が福岡城であったため、一般に福岡と呼ばれており、現在の二戸市中心部は二戸郡福岡町であった。

明治 22 年の市町村制施行以後、昭和 30 年に、福岡町が御返地村、斗米村、石切所村、爾薩体村を編入し、その後、昭和 47 年に金田一村と新設合併し二戸市となった。

一方、浄法寺地域は、有力な鎌倉武士であった畠山重忠の末えいを祖とする浄法寺氏が治めていたことから「浄法寺」の地名がはじまると伝えられている。

明治 8 年の地租改革により、16ヶ村が 5ヶ村（大清水、駒ヶ嶺、浄法寺、御山、漆沢）になったのち明治 22 年の町村制施行で浄法寺村に統合され、昭和 15 年に町制を施行した。

この2市町が平成18年1月1日に新設合併し、現在の二戸市となった。

### ③ 社会的条件

当市は岩手県北地域の玄関口であり、古くから交通の要衝として栄え、国や県の出先機関があるなど、行政や経済、医療などの拠点となってきた。

また、平成14年の東北新幹線八戸延伸に伴い、東北新幹線二戸駅の広域的な利用を図るため道路網や周辺地区の一体的な整備を進めるとともに、二戸市を中心とした地域連携を図るために二戸広域観光物産センター「なにやーと」を駅舎に隣接して整備した。この整備の中心事業である土地区画整理事業は現在も施工中で、北東北の玄関口として新しい街並みの整備を進めている。

交通は、市内を南北に縦断する国道4号を中心に、国道395号、主要地方道二戸五日市線、主要地方道二戸田子線、主要地方道二戸九戸線、一般県道二戸軽米線などを基幹路線として市道が各地区を結んでいる。

しかし、県道、市道とも、狭隘道路や歩道のない道路も多く、住民の高齢化や子育て環境にも配慮した安全な交通環境の整備が必要である。

また、公共交通機関については、JRバス路線が主要幹線道路を中心に運行しているが、廃止路線や各地区を回るコミュニティバスは市で運行している状況にあり、交通弱者への対応も必要となっている。

### ④ 経済的条件

二戸市は古くから県北の拠点であり商業都市として、また、宿場町として栄えてきた。

しかし、近年は一般の小売業等が衰退し、市中心部では商店の廃業が続いている。一方、食料品を中心とした大規模小売店の出店や地場産品を原料とする農産物加工企業の進出など、交通網の整備により産業構造も変化してきている。また、商圈を見ると、二戸地域は八戸圏の割合が高いが、浄法寺地域については、盛岡圏の方が高くなっている。

平成27年国勢調査による産業別就業者数は、第3次産業が7,972人(55.0%)ともっとも多く、第2次産業、第1次産業の順となっている。また、平成30年度の市民一人当たりの所得は275万円であり、県平均所得284万円の96.8%に留まっている。

第1次産業では、養鶏業や葉たばこの生産が全国でもトップクラスの売上高となっており、このほかにも農業基盤整備により稻作や畑作、果樹栽培などの生産性の向上と農家所

得の確保に向けて取り組んでいるところである。

一方、国指定史跡九戸城跡や八葉山天台寺など歴史的な文化遺産、また、折爪岳と稻庭岳など豊かな自然環境、淨法寺漆、雑穀、短角牛など地域固有の資源と、東北新幹線や八戸自動車道など高速交通手段を有効に活用し、6次産業化や地域資源を生かした交流促進などに取り組み、二戸市の魅力を高め、交流人口の拡大と経済の活性化を図ることが必要である。

## イ 二戸市の過疎の状況

### ① 人口等の状況

国勢調査によると、二戸市的人口は平成2年当時35,017人だったが年々減少し、平成27年には27,611人となり、平成2年から平成27年までの25年間に、7,406人（21.1%）減少している。人口減少の要因は、出生率の低下と、15歳から29歳までの若年者年齢人口の減少率が高いことである。高校卒業後、進学や就職のため転出する人が多いことが原因としてあげられるが、高卒者が求める職業と企業が求人する職種が合致していない事や、市外の企業に就職する意識が高いことが要因と考えられる。

人口構成をみると、高齢者数が平成2年の5,585人から平成27年には9,171人と3,586人増加し、逆に若年者数は平成2年の5,494人が平成27年は2,922人に、年少者数は平成2年の6,666人が平成27年の3,131人となるなど大幅に減少している。

このような背景から、高齢化率も平成2年の15.9%から平成27年は33.3%と17.4ポイント高くなり、急速に高齢化社会へ移行している。

この人口構成からも、死亡者数が出生数を上回る状況が今後も継続することが見込まれ、若者や女性の定住や子育て支援等の対策が必要である。

また、本地域の基幹産業である農業の動向をみると、総農家戸数は平成2年3,374戸から平成27年2,154戸と36.2%減少している。この傾向の中にあって専業農家から兼業農家への移行が続いているが、近年では兼業農家の減少も目立ってきている。

### ② これまでの対策

本市では、これまで人材育成や移住定住等の促進、漆や農林業、地域企業などの産業の振興、情報化や交通手段の確保、福祉の向上や医療の確保、教育文化施設の整備等、地域の生活基盤強化、再生可能エネルギー利用を推進し、住民の生活環境の向上を図ってきた

ところである。

人材育成や移住定住等分野では、産業を支える後継者や地域を支えるリーダー、未来を担う子どもたちの育成を図るとともに、移住定住を推進するための情報発信や各種支援、ふるさと納税などを活用した関係人口の拡大などを行った。

産業振興分野においては、特色ある地域資源に磨きをかけ、市の魅力をストーリーとして加え、付加価値を向上させることにより、産業振興と雇用の創出を図るため、いわて地域農業マスターplan実践支援事業、農地整備事業等による農業の生産性及び所得向上を図るとともに、特産品のブランド化や地域企業の育成、商店街のにぎわいづくり、二戸地区拠点工業団地を中心とした企業誘致、地域雇用創造推進事業の活用など雇用環境の改善にも力を入れてきた。

情報化分野では、地域の通信格差の是正や市民生活の利便性の向上、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「新しい生活様式」への対応などを図るため、光ファイバー整備や学校教育のICT化、県内市町村で構成するクラウド協議会の立ち上げなど行った。

交通施設整備及び交通手段確保では、東北新幹線二戸駅を中心としたまちづくりを進めるための土地区画整理事業、生活道路及び地域間道路の改良、急こう配箇所への融雪システム整備、テレビやコミュニティFM局の難視聴地域の解消、各集落と医療施設や地域中心部を結ぶコミュニティバスの運行などを行った。

生活環境分野では、上水道の老朽管更新や浄化槽設置に対する補助、住宅密集地区における公共下水道整備により生活排水対策を進めるとともに、定住促進住宅や市営住宅の計画的な改修による住環境整備も行った。

医療、福祉分野では、診療所の改修や診療所医師の確保、病児保育施設や児童クラブの設置、医療費助成などの各種子育て支援、二戸管内で連携した介護保険サービスの提供や高齢者が生活しやすい社会づくりなどを行った。

教育振興分野では、小中学校のICT環境整備、地域内の小学校統合に伴う浄法寺小学校の移転整備、耐震化工事が必要と判定された福岡中学校の改築、旧二戸市と旧浄法寺町の学校給食センターの統合整備、公民館、文化会館を中心とした生涯学習の推進などを行った。

集落や地域文化の振興分野では、町内会への支援やコミュニティ施設の整備、にのへの宝を生かした地域づくりのほか、歴史ある文化財の保護・活用、芸術文化の振興などを行った。

エネルギー分野では、風力発電施設の導入促進や省エネルギー住宅の推進検討、横浜市との再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定の締結などを行った。

この結果、道路交通網や上下水道などの生活基盤、医療や福祉など生活環境の整備が確実に向上した。

### ③ 現在の課題

前述した取り組みにより、住民の生活環境は確実に改善し、基幹産業である農林業についても生産性の向上が図られてきたが、農林業従事者の高齢化や後継者不足が進むとともに、郊外型店舗の進出などにより市内中心部の商店街の活力が低下するなど厳しい現状に直面している。

一方、住民一人あたりの所得（表 1-1）を見ると、平成 24 年 2,350 千円から平成 30 年 2,745 千円と増加しているが、平成 30 年の県平均である 2,842 千円と比較するとまだ所得が低い状況であり、今後住民所得の向上につながる施策が必要となっている。

### ④ 今後の見通し

本市は、歴史的価値の高い史跡九戸城跡や天台寺のほか、養鶏業、生漆、葉たばこの生産地として全国的に知られている。また、折爪岳、稻庭高原をはじめとする豊かな自然に恵まれ、淨法寺塗、地酒、日本短角牛などの特色ある風土によって育まれる地域資源も数多くある。

のことから、特色ある地域資源を生かした農商工連携などによる新商品開発と特產品のブランド化、販路の拡大を進め、新たな産業の創出を図りながら、産地間競争や国際競争にも対応できる力強い産業振興を図る必要がある。また、平成 14 年に開業した東北新幹線二戸駅及び広域物産観光センターの拠点性を活かしながら、北東北圏域と連携した地場産業の振興と販売拡大に努めるとともに、地理的条件と地域資源を活かした企業誘致や起業の促進など就業の場の多様化を図る必要がある。

観光分野では、折爪・馬仙峡や史跡九戸城跡、天台寺、稻庭高原などの恵まれた自然環境や歴史文化資源が多く観光素材としての魅力も高い。また、漆産業での日本遺産認定やユネスコ無形文化遺産登録など国内外から注目を集めている。さらには、令和 4 年には金田一温泉地区の新しい交流拠点となる「カダルテラス金田一」のオープンを控えている。これらの観光資源に加えて、農業や淨法寺塗、地域の宝、住民の地域づくり活動などを効

果的に連携させることで、点の観光から面の観光、さらには通年型の体験型観光を目指すことにより、交流人口の拡大を図る。

また、今後も人口減少が進むことが想定されることから、「人づくり」と「公民連携」を軸に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う「新しい生活様式」への対応やデジタル化の推進、SDGsを見据えた事業展開、持続可能な行財政運営を視点に加え、市民主体による地域づくりを進め、人口減少と社会情勢の変化に対応しながら、地域の持続的発展に向けた事業展開を図る必要がある。

表 1-1 人口1人当たり所得の推移（岩手県の市町村民所得）(単位：千円、%)

区分	A 岩手県	B 二戸市	比較 (B/A)
平成24年	2,434	2,350	96.5
平成25年	2,566	2,442	95.2
平成26年	2,597	2,458	94.6
平成27年	2,666	2,553	95.8
平成28年	2,684	2,619	97.6
平成29年	2,776	2,693	97.0
平成30年	2,842	2,745	96.6

## ウ 産業構造の変化、地域の経済的な立地特性、県の総合計画等における位置付け等を踏まえた地域の社会経済的発展の方向の概要

### ① 二戸市の概要

これまで本市の過疎地域は、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年3月31日法律第15号）第33条第2項により浄法寺地域に限定されていたが、平成26年4月1日より市内全域が過疎地域に指定された。

本市は、高齢者が多い人口構成となっており、少子・高齢化や高齢者世帯の増加、地域経済活動の停滞が進んでいることから、構造的に今後も人口減少が進むことが予想される。

地域ごとに見ると、二戸地域では新たな市街地形成や貸家、アパートの増加により、核家族化が進んでいる傾向にあり、周辺部から市中心部へ転居する人も多くなっている。浄法寺地域では少子高齢化が進む一方で、集落単位で活発な地域づくり活動が展開される地区もあるなど、住民の地域づくりに対する意識が高く、住民同士の連携が強いという面も

特徴としてあげられる。

このような状況をふまえ、地域活動の支援による地域産業の振興や起業の促進、また、近隣市町村、盛岡・八戸方面との連携による交流人口の増加や定住施策の展開などにより広域的な視野に立った地域振興を図る必要がある。

## ② 県の総合計画等における位置付け等に配慮した二戸市の社会経済的発展方向の概要

### ・「移住・定住・地域間交流の促進、人材育成」

移住・定住・地域間交流の促進については、移住希望者に対する情報発信、空き家バンクの運営、移住支援制度の拡充などに取り組むほか、新しい働き方や近隣市町村及び都市間交流を推進し、地域の活性化を図る。

人材育成については、次代を担う子どもたちの育成や、企業や求職者の人材育成、地域を支える地域づくりリーダーの育成を進め、まちを動かす「人の力」を育てる。

### ・「産業の振興」

農業については、生産基盤の整備、農用地の高度利用、スマート農業の導入などに一体的に取り組むことで産地体制を強化するとともに、葉たばこ、果樹、野菜、花き、畜産など地域の特徴を活かした農産物の生産規模拡大により、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

林業については、森林資源の循環利用を促進するとともに、生漆の生産拡大を図るため後継者の育成や販路拡大を図る。

また、本地域の資源を活かした新たな産業創出に向け、農商工連携や地域住民との連携による起業の創出や多様な雇用の推進、IoT や AI の活用を図る。

さらに、公民連携推進 3 地区の広域的な観光展開や新しい生活様式に対応した受け入れ体制整備など観光の産業化を図る。

### ・「地域における情報化」

新しい生活様式へ対応した産業、地域公共交通や医療・福祉、教育など様々な分野におけるデジタル技術の積極的な活用により、地域の情報化を推進する。

・「交通施設の整備、交通手段の確保」

市道の計画的な新設改良や舗装率の向上、幹線道路とそれを結ぶ交通ネットワークの形成、また、道路の維持補修や適切な除排雪による冬期間交通の確保などにより、安心して利用できる道路環境の確保を図る。

さらに、地域全体が連携した持続可能な公共交通の実現に向け、住民・交通事業者・行政が一体となり公共交通サービスの効率的、効果的な活用を図る。

・「生活環境の整備」

上下水道の計画的な整備や浄化槽の普及推進、廃棄物の適切な処理など快適な生活環境の維持に努める。また、常備消防と連携して、消防団機能の維持充実を図り、安全安心な暮らしを支える。

さらに、公共施設の適切な管理や二戸駅東口周辺をはじめとした新幹線二戸駅周辺地区土地区画整理事業を推進し、生活基盤の整備を図る。

・「子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」

子どもや親を取り巻く環境が変化する中で、児童の健全育成や地域で見守る子育て環境づくりに取り組み、未来を担う子供たちが健やかに成長できる環境整備を図る。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、支援を要する方を地域で支える「地域“まるごと”包括支援」の充実を図るための体制づくりを進め、高齢者福祉の充実を図る。

・「医療の確保」

住民と身近な医療機関である市診療所における医療の充実とサービス向上を図る。

また、県立二戸病院をはじめとした医療機関との連携を強化し、生活習慣病の予防・改善と各種検診の受診率向上を図る。

・「教育の振興」

学校教育では、心身ともに健やかな成長と基礎的な学力向上に向けて、ICT環境整備を含む教育環境の充実を図るとともに、郷土教育や国際理解教育に取り組み将来を担う人材を育成する。

また、生涯の各時期に応じた社会教育の充実を図るため、自発的学習の機会を確保するとともに、魅力ある交流の場と各種の学習ニーズに対応するため、学習内容の充実、地域間交流の一層の推進、芸術文化、人材育成、生涯学習の充実を図る。

・「集落の整備」

地域の活性化を図るうえで、若者が地域活動へ積極的に関わってもらうことが重要であることから、本地域で生まれ育った若者が地域内で就業し定住する、あるいは、地域外で就業しても戻ってこられる環境づくりに向けて、産業振興による雇用の創出、情報通信施設や生活環境基盤の整備などにより、若者の地域内就業と定住促進を図る。

また、生活環境基盤や情報通信基盤の整備を促進し、集落の維持、活性化を図る。

・「地域文化の振興」

地域にある文化・芸術や文化財などの文化資源や歴史的な建造物、伝統的な行事、祭りなどの地域資源を住民が認識しながら、伝統を引き継ぐ担い手を育成するとともに、NPOや民間企業等も参加した地域文化の振興を図る。

・「再生可能エネルギーの利用の促進」

持続可能な社会に向けたエネルギー政策を推進する必要があることから、市民の理解促進と普及啓発を進めるとともに、本市の特性を生かした新エネルギー施設の導入と、地域内経済が循環する仕組みづくりを進め、再生可能エネルギーの利用の促進を図る。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移

国勢調査による本市の人口は、昭和 35 年に 40,644 人だったが昭和 50 年に 37,636 人、平成 2 年に 35,017 人、平成 17 年には 31,477 人、平成 22 年には 29,702 人、平成 27 年に 27,611 人と年々減少し、この 55 年間で 13,033 人 (32.1%) 減少している。特に、昭和 60 年から平成 2 年までの 5 年間は、総人口で 2,268 人 (6.1%) の減少 (率) であり、15 歳から 64 歳人口で 1,839 人 (7.5%) の減少となっている。これは、いわゆるバブル景気の期間に、地域内の生産年齢人口が地域外へ著しく流出したものであり、その後も若年層の人口減少による出生率の低下と若年労働層の地域外流出による人口減少が続いている。

年齢階級別人口の推移をみると、0 歳から 14 歳までと 15 歳から 29 歳までの人口が急激に減少している。特に、0 歳から 14 歳までの人口については、平成 2 年に 6,666 人だったが平成 27 年は 3,131 人となり 3,535 人 (53.0%) 減少し、平成 27 年の年少人口比率は 11.4% で県平均の 11.9% より 0.5 ポイント低くなっている。逆に、65 歳以上の人口は、平成 2 年の 5,585 人が、平成 27 年には 9,171 人となり、3,586 人 (64.2%) の増加で、高齢者比率は 33.3%、県平均の 30.4% より 2.9 ポイント高くなっている。

このように、地域の高齢化率は、平成 2 年の 15.9% から平成 27 年には 33.3% と 25 年間で 17.4 ポイント上昇し、高齢化社会が着実に進行している。

一方で、0 歳から 14 歳までの年少人口の減少に歯止めがかからない状況が続いており、平成 22 年から平成 27 年までの 5 年間でも 506 人 (13.9%) が減少するなど、少子高齢化が大きな課題となっている。

### イ 産業別人口の動向

全就業人口は、昭和 35 年には 19,409 人であったが、地域人口の流失・減少に比例し、平成 17 年には 16,169 人、平成 27 年には 14,580 人と約 24.9% 減少している。

第 1 次産業就業人口についてみると、昭和 35 年には 12,159 人 (構成比 62.7%) であったが、平成 27 年には 2,734 人 (構成比 18.8%) となり、9,425 人 (77.5%) の大幅減となっている。

第 2 次産業就業人口についてみると、昭和 35 年には 2,202 人 (構成比 11.3%) であったが、平成 27 年には 3,792 人 (構成比 26.0%) となり、1,590 人 (72.2%) の増加となっている。

第3次産業就業人口についてみると、昭和35年には5,046人（構成比26.0%）であったが、平成27年には7,972人（構成比54.7%）となり、2,926人（58.0%）の増加となっている。

このように、若年層の地域外流出が続き、地域全体の就業者が減少する状況が続いているが、この中でも特に誘致企業や近隣市町村の製造業、サービス業への就業など、就業環境や就業形態の変化により、基幹産業である第1次産業の就業数は著しく減少しているのが現状である。

#### ウ 人口の見通し

二戸市人口ビジョンにおける将来推計人口として、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計では、本市の2040年の人口は20,150人となっており、年齢3区分でみると、14歳以下1,675人、15歳～64歳が8,925人、65歳以上が8,220人で、高齢者割合は43.7%となっている。また、日本創成会議の推計においては、人口が17,246人、年齢区分では1,423人、7,755人、8,067人、高齢者割合は46.8%となっている。

どちらの推計も本市の人口は減少するとの推計であり、減少を抑えるため、市人口ビジョンにおいて、合計特殊出生率の上昇、雇用の場の確保による転出抑制、子育て世代の転出抑制と転入促進、の3つの目標を掲げ、合計特殊出生率と若い世代の移動率を改善することによる人口構造の若返りを目指している。

#### エ 今後の動向

地域全体の人口減少と高齢化が進む中で、就業人口も減少が続いている。特に第1次産業就業者数の減少が顕著であり、基幹産業である農業の担い手の減少と高齢化が著しい。

のことから、地域農業マスターPLANをもとに、地域の理解と合意形成を図りながら認定農業者の育成や、農地の利用集積を進め、担い手を中心とした収益性が高く安定的な農業経営の展開と、地域や企業等が一体となった農村環境、農村文化の維持継承を進め、市内外の消費者との交流を進めながら、魅力と活力のある農業・農村づくりを進める必要がある。

また、食品製造業を中心に、地域内の魅力ある資源を活かしながら商品展開を図る地域産業が定着してきており、全国や世界的な市場も視野に入れながら地域に根ざした産業の成長を促進する。

さらに、若年層の地域内への就業を進めるため、企業の誘致に限らず、異種産業の連携や新規起業による雇用の確保も進める必要がある。

これらを推進するとともに、二戸市人口ビジョンに掲げる3つの目標を達成することにより、人口構造の若返りを目指し、人口減少の抑制を図る。

表 1-2 人口の推移(国勢調査)

【二戸市全域】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	人	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	40,644	人	39,300	% △ 3.3	38,289	% △ 2.6	37,636	% △ 1.7	37,537	% △ 0.3
0歳～14歳	14,593	人	12,377	% △ 15.2	10,258	% △ 17.1	9,381	% △ 8.5	8,669	% △ 7.6
15歳～64歳	23,670	人	24,208	% 2.3	24,922	% 2.9	24,727	% △ 0.8	24,765	% 0.2
うち 15歳～29歳(a)	9,374	人	9,010	% △ 3.9	8,812	% △ 2.2	8,231	% △ 6.6	7,555	% △ 8.2
65歳以上(b)	2,381	人	2,715	% 14.0	3,109	% 14.5	3,528	% 13.5	4,103	% 16.3
(a)／総数 若年者比率(%)	23.1	人	22.9		23.0		21.9		20.1	
(b)／総数 高齢者比率(%)	5.9	人	6.9		8.1		9.4		10.9	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 37,285	% △ 0.7	人 35,017	% △ 6.1	人 33,755	% △ 3.6	人 33,102	% △ 1.9	人 31,477	% △ 4.9
0歳～14歳	7,950	% △ 8.3	6,666	% △ 16.2	5,659	% △ 15.1	5,007	% △ 11.5	4,314	% △ 13.8
15歳～64歳	24,605	% △ 0.6	22,766	% △ 7.5	21,251	% △ 6.7	20,209	% △ 4.9	18,682	% △ 7.6
うち 15歳～29歳(a)	6,588	% △ 12.8	5,494	% △ 16.6	5,112	% △ 7.0	4,842	% △ 5.3	4,208	% △ 13.1
65歳以上(b)	4,730	% 15.3	5,585	% 18.1	6,845	% 22.6	7,886	% 15.2	8,479	% 7.5
(a)／総数 若年者比率(%)	17.7		15.7		15.1		14.6		13.4	
(b)／総数 高齢者比率(%)	12.7		15.9		20.3		23.8		26.9	

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 29,702	% △ 5.6	人 27,611	% △ 7.0
0歳～14歳	3,637	% △ 15.7	3,131	% △ 13.9
15歳～64歳	17,130	% △ 8.3	15,264	% △ 10.9
うち 15歳～29歳(a)	3,452	% △ 18.0	2,922	% △ 15.4
65歳以上(b)	8,878	% 4.7	9,171	% 3.3
(a)／総数 若年者比率(%)	11.6		10.6	
(b)／総数 高齢者比率(%)	29.9		33.3	

表 1-3 産業別人口の動向(国勢調査)

【二戸市全体】

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 19,409		人 18,529	% △ 4.5	人 19,990	% 7.9	人 19,237	% △ 3.8	人 19,362	% 0.6
第一次産業 就業人口比率	12,159 人 (62.7 %)	10,204 人 (55.1 %)	—	9,790 人 (49.0 %)	—	8,415 人 (43.8 %)	—	6,671 人 (34.5 %)	—	
第二次産業 就業人口比率	2,202 人 (11.3 %)	2,669 人 (14.4 %)	—	3,562 人 (17.8 %)	—	3,821 人 (19.9 %)	—	5,060 人 (26.1 %)	—	
第三次産業 就業人口比率	5,046 人 (26.0 %)	5,653 人 (30.5 %)	—	6,638 人 (33.2 %)	—	6,955 人 (36.3 %)	—	7,620 人 (39.4 %)	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 19,277	% △ 0.4	人 18,611	% △ 3.5	人 18,381	% △ 1.2	人 17,657	% △ 3.9	人 16,169	% △ 8.4
第一次産業 就業人口比率	6,215 人 (32.3 %)	—	5,394 人 (29.0 %)	—	4,415 人 (24.0 %)	—	3,526 人 (20.0 %)	—	3,358 人 (20.8 %)	—
第二次産業 就業人口比率	5,182 人 (26.9 %)	—	5,358 人 (28.8 %)	—	5,722 人 (31.2 %)	—	5,577 人 (31.6 %)	—	4,461 人 (27.6 %)	—
第三次産業 就業人口比率	7,860 人 (40.8 %)	—	7,852 人 (42.2 %)	—	8,230 人 (44.8 %)	—	8,553 人 (48.4 %)	—	8,341 人 (51.6 %)	—

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 14,664	% △ 9.3	人 14,580	% △ 0.6
第一次産業 就業人口比率	2,830 人 (19.3 %)	—	2,734 人 (18.8 %)	—
第二次産業 就業人口比率	3,910 人 (26.7 %)	—	3,792 人 (26.0 %)	—
第三次産業 就業人口比率	7,913 人 (54.0 %)	—	7,972 人 (54.7 %)	—

※ 表1-3において国勢調査における「分類不能の産業」は、総数欄には含まれ、第一次産業から第三次産業の各欄には含まれない。

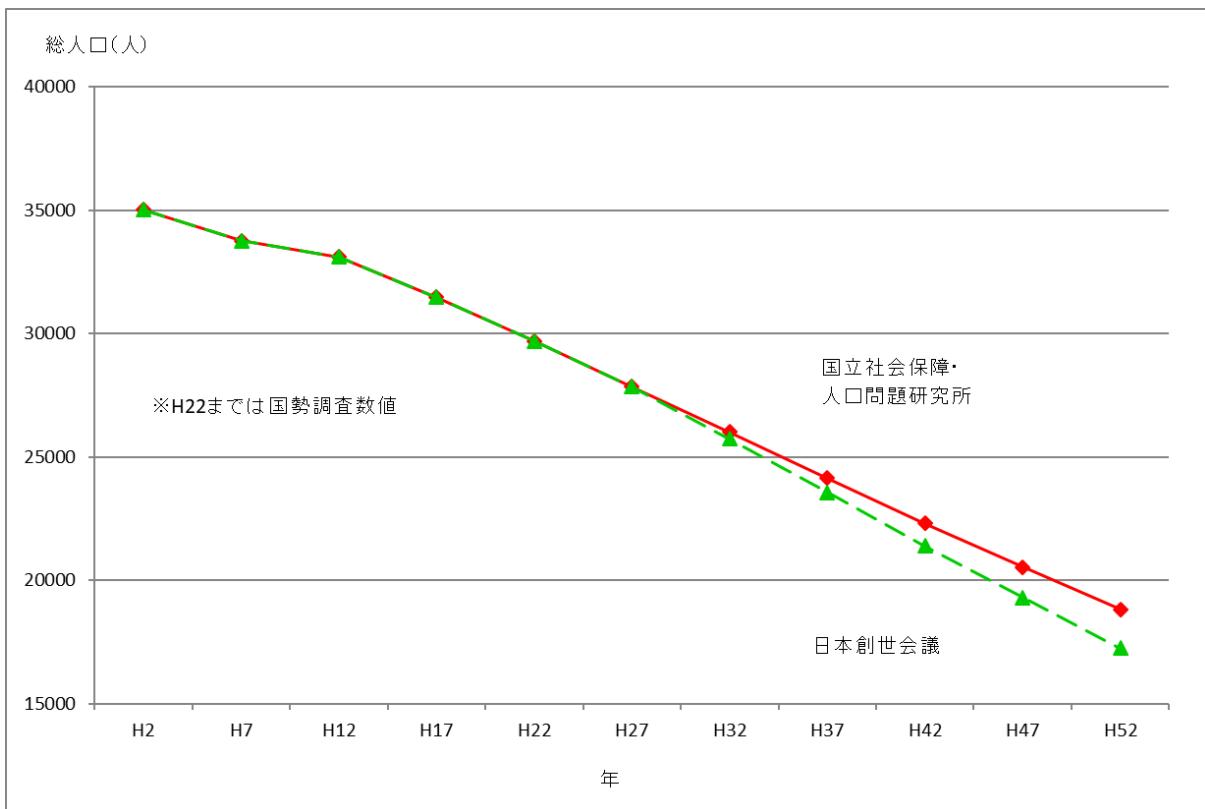


図 1 国立社会保障・人口問題研究所と日本創成会議の将来推計人口（二戸市人口ビジョン）

### (3) 市町村行財政の状況

#### ア 行政

##### ① 組織

平成 18 年の市町村合併後、社会情勢の変化に対応し市民サービスの充実を図るために、組織・機能の見直しを行い、現在は市長部局 5 部、教育委員会部局 1 部、浄法寺総合支所が設置されている。

令和 2 年 4 月 1 日現在の職員の状況は、一般行政職 284 人、医療職 27 人、労務職 19 人の体制となっている。

#### イ 財政

##### ① 歳入歳出

二戸市の歳入決算額は平成 22 年度 17,058,605 千円、平成 27 年度 18,143,172 千円、令和元年度 18,200,504 千円となっており、歳出決算額は平成 22 年度 16,467,214 千円、平成 27 年度 17,309,877 千円、令和元年度 17,520,787 千円となっている。

歳出の性質別経費では、義務的経費が、平成 22 年度 7,790,153 千円、平成 27 年度 7,921,722 千円、令和元年度 7,676,045 千円と減少傾向であり、投資的経費は平成 22 年度 2,449,317 千円、平成 27 年度 2,466,631 千円、令和元年度 2,894,981 千円と計画的な事業の進捗を図っている。

近年は、歳入歳出規模が増加傾向にあるが、行財政改革を進めることにより、義務的経費を抑えつつ、市債残高やプライマリーバランスに配慮し、国庫・県支出金など有利な財源を活用しながら、事業を進めており、持続可能な行財政運営に取り組んでいる。

##### ② 主要指標等

二戸市の令和元年度の財政力指数は 0.37 であり、平成 22 年度の 0.34 と比較すると 0.03 ポイント上がっている。これは、景気回復の影響などにより税収が伸びてきていることが主な原因と考えられる。

経常収支比率は、平成 22 年度 88.8%、令和元年度 94.0% と、5.2 ポイント悪化しており、標準財政規模が縮小する中で、歳出規模も縮小していく必要がある。また、公債費負担比率は、平成 22 年度 22.2%、令和元年度 19.0% となっており、公債費負担は減少傾向ではあるものの、依然として高い状況である。

表 1-4 財政の状況

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和元年度
歳入総額A	17,058,605	18,143,172	18,200,504
一般財源	10,411,634	10,518,326	9,899,220
国庫支出金	2,183,741	2,273,225	2,363,461
都道府県支出金	1,081,291	1,497,102	1,116,827
地方債	1,798,100	1,702,700	2,260,400
うち過疎対策事業債	487,200	248,700	736,500
その他	1,583,839	2,151,819	2,560,596
歳出総額B	16,467,214	17,309,877	17,520,787
義務的経費	7,790,153	7,921,722	7,676,045
投資的経費	2,449,317	2,466,631	2,894,981
うち普通建設事業	2,433,183	2,208,664	2,660,797
その他	6,227,744	6,921,524	6,949,761
過疎対策事業費	992,702	761,700	858,082
歳入歳出差引額C (A-B)	591,391	833,295	679,717
翌年度へ繰越すべき財源D	141,524	14,232	75,591
実質収支 (C-D)	449,867	819,063	604,126
財政力指数	0.34	0.35	0.37
公債費負担比率	22.2	21.2	19.0
実質公債費比率	15.9	11.2	11.3
起債制限比率	12.3	9.2	7.5
経常収支比率	88.8	88.9	94.0
将来負担比率	105.1	52.6	38.8
地方債現在高	22,181,791	19,977,503	17,799,762

#### ウ 主要公共施設等の整備状況

道路改良率及び舗装率については、順次整備を進めていることから令和元年度末で、改良率 38.7%、舗装率 48.6% となっている。

汚水処理人口普及率については、中心部において二戸地区では平成 6 年度から公共下水道事業、浄法寺地区では平成 19 年度から特定環境保全公共下水道事業を進めるとともに、周辺部では浄化槽整備による生活排水処理を進めており、令和 2 年度末で 65.7% まで上昇した。

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

##### ア 基本的な方針

平成27年度に策定した過疎地域自立促進計画では、市の基本的方向性を示す第2次二戸市総合計画の「しごとをつくる」、「子育てを支える」、「暮らしを守る」、「まちをつなぐ」の4本の柱に基づき、地域の特色を生かし、漆産業の振興やにのへ型テロワールの浸透、病児保育施設の設置や産前産後母子支援、小中学校における学力向上や郷土教育の推進、防災行政無線のデジタル化や市道・橋梁の整備、人材育成や公民連携3地区における新たな地域づくりなど各種施策に取り組んできた。

この結果、市民所得の増加や生活環境の向上、社会基盤が進むなど着実に成果が表れているほか、若者の積極的な地域づくり活動や地域の活性化も進んでいる。

しかしながら、生産年齢人口の減少、高齢者人口の増加という人口構成の変化により、高齢化が急速に進展するとともに、若年層の流出や出生数の低下により人口減少に歯止めがかかる状況であり、高齢者福祉対策に加えて、若年層の定住対策など次の世代を担う人材の確保・育成が地域の重要な課題となっている。

このような課題に対応し、令和3年3月策定の第2次二戸市総合計画後期基本計画においては、「人づくり」「公民連携」を共通の政策として掲げ各施策を推進するとともに、1)新型コロナウイルス感染症拡大の影響と、「新しい生活様式」への対応、2)持続可能な開発目標(SDGs)を見据えた各事業の展開、3)情報社会の未来形(Society5.0)を背景としたデジタル化やICTの推進、4)人口減少の現況や社会情勢の変化をふまえた持続可能な行財政運営、の新しい4つの視点を加え、引き続き、本地域の持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上に資するため、基本方針においても、この4本柱に基づき、元気で活力ある地域づくりの実現に取り組む。

##### イ 施策の方向

基本的な方針を踏まえ、次の4つの施策の方向を掲げる。

###### ① 地域特性を活かし豊かで活力に満ちた産業のまちづくり

日本遺産認定やユネスコ無形文化遺産登録を契機に、浄法寺漆の文化振興と産業化の推進や、近隣市町村と連携した広域観光の展開を図る。

また、さまざまな経営課題の解決に向けた支援策の展開や、先進的技術の積極活用、商店街空き店舗の活用などによるまちのにぎわい創出など、事業者や団体と協議を行なが

ら、地域企業や農林業の持続可能な経営を支え、地域経済の好循環と雇用創出、所得の向上につながる取り組みを一層進めるとともに、生活様式の変化に対応した多様な働き方や、定住や子育てに向けた支援などを展開し、若者が「帰りたい」「住んでみたい」、女性や高齢者が「働きやすい」と感じてもらえるまちづくりに取り組む。

さらに、本市の特色ある資源に磨きをかけ、歴史的な背景や暮らしを「ストーリー」として加え付加価値を向上させるとともに、「モノ」を通じて「ヒト」の魅力を見せるような多様な連携と交流により、産業振興や雇用の創出、交流人口の拡大を図る。

## ② 若者・女性がいきいき輝き子どもの声があふれるまちづくり

時代とともに仕事や生活スタイルの選択肢が広がり、結婚や出産、子育てに対する考え方方が多様化する中、若者や女性が希望をもって暮らせるよう、経済的、精神的な負担感の軽減を図るとともに、家庭と仕事の両立や、ワーク・ライフ・バランスの改善などについても事業者等と協力して取り組む。

また、今後一層進展が見込まれる技術革新や情報化などをふまえ、子どもたちが社会情勢の変化に対応する力を育むとともに、本市で生まれ育った誇りを持ち、国際社会の発展に貢献できるよう、地域と連携した郷土教育や国際理解教育を推進する。

加えて、若者や女性が地域や職場や地域で“自分らしさ”を發揮しながら活躍できるよう、雇用や空き家対策と連携した移住・定住の推進、交流機会の創出に向けた支援や相談体制の充実を図るほか、技能実習等で本市に暮らす外国人の方へのサポートについても、事業所等と連携して取り組む。

## ③ 健康で安心できる暮らしで笑顔がいっぱいのまちづくり

コミュニティの維持と安全で安心できる暮らしの基盤づくりを、市民と行政の“協働”により推進するため、町内会等が地域課題の解決に向け、自主的に活動を行うための支援を行い、全世代が安心して暮らし、活躍できる地域づくりに取り組む。

また、整備されたインフラを活用した地域防災力のさらなる向上、利用しやすい交通ネットワークの形成、健診の受診率向上やごみの減量など、本市が抱える長年の課題解決を図り、全世代がいつまでも元気に暮らせる、美しいまちづくりを推進する。

さらに、高齢者が生きがいをもって健康に地域で暮らせるよう、老人クラブ活動などへの支援や地域包括支援体制の構築、介護予防などに取り組む。

加えて、歴史・文化の継承と連動した、まちづくりの拠点としての活用や、スポーツによる交流創出に向けた施設整備について検討を進め、心に豊かさを与える芸術・文化やスポーツの振興を図り、元気な地域づくりと多様で活気ある交流の創出を図る。

#### ④ 満足度・幸福度が高い共に創るまちづくり

公民が連携して、地域資源を最大限活用しながら、持続可能で交流の活発な拠点づくりを進める。

また、安全な暮らしの確保に向けた計画的な道路等の整備や土地区画整理事業を推進するほか、「新しい生活様式」への対応として、市内全域へ光ファイバーを敷設し、市民生活や観光などにも密着したICT環境の整備を推進する。

このほか、人口減少に対応しながら効率的な行財政運営を目指すとともに、目的を同じくする自治体や企業等と、効果的な連携の強化を図る。

加えて、本市の魅力を知ってもらうため、積極的に情報を発信し、本市にゆかりのある方やふるさと納税などの“応援”を力に施策の展開を図る。

### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

地域の持続的発展の基本方針に基づき、計画期間内に達成すべき基本目標は次のとおり。

数値目標	実績値(R2 最新)	目標値(R7)	備 考
人口の推移	26,344人	25,138人	人口ビジョン
20～49歳の社会増加数	△20.5% (R1)	△18.5%	住民基本台帳比較(単年度)
合計特殊出生率	1.37 (H29)	1.60	県保健動態統計
1人あたり所得額	2,689千円 (H29)	2,897千円 (R5)	市町村民経済計算
就業者数	14,580人 (H27 国勢調査)	13,500人	国勢調査の結果を基に独自推計
市内総生産額	99,599百万円 (H29)	110,000百万円	市町村民経済計算
観光客入込客数	406,246人	450,000人	観光統計
移住・定住者数	12人	20人	市相談窓口を経由した移住者数
文化・スポーツ施設利用者数	263,902人 (R1 実績)	285,000人 (R7)	市独自集計

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の実効性を高めるため、進捗管理についてはP D C Aサイクル（P L A N（計画策定）、D O（実行）、C H E C K（点検・評価）、A C T I O N（処置・改善））により行う。

具体的には、毎年度、地域の持続的発展のための基本目標に掲げられた指標を検証し、市民等からの意見を踏まえ見直しを行い公表するとともに、次年度以降の施策や事業に反映する。

## (7) 計画期間

本計画の計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等総合管理計画における公共施設等の管理に関する基本的な考え方は次の5項目のとおり。過疎地域持続的発展計画に記載されたすべての公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

### ア 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

#### ① 点検等の実施

- ・ 現在行っている定期点検を引き続き適切に行い、劣化状況を把握する。
- ・ 施設の状況を的確に把握するため、施設の改修、修繕履歴を整備し、維持管理の効率化に活用する。

#### ② 維持管理、修繕の実施

- ・ 施設の重要度や劣化状況等に応じて、長期的な視点で計画的に改修する。
- ・ 新しい技術を取り入れながら、合理的な維持管理等を進める。
- ・ 地区団体への指定管理委託や公共施設の譲渡を進めるなど、市民協働の維持管理を進める。
- ・ 管理運営にあたり、公民連携手法（PPP／PFI）の活用を進める。

#### ③ 安全確保の実施

- ・ 安全確保のため、施設管理者による巡回及び定期点検を実施する。
- ・ 施設利用状況や災害時の拠点としての必要性等を検討し、対応の優先度を検討する。
- ・ 特に生命や財産に影響を及ぼす不具合箇所は、早急に対応を図るとともに、状況により直営作業による早急な対応を図る。

- ・ 今後維持していくことが難しい施設は、安全確保のため早期に利用停止するなどの対応を検討する。
- ・ 今後とも利用見込みのない施設については、安全確保の観点から早急な除却を検討する。

④ 耐震化の実施

- ・ 施設利用状況や災害時の防災拠点としての必要性と機能確保を検討して対応の優先度を検討する。
- ・ 耐震化と長寿命化を同時に実施することでコスト縮減を図るなど、効率的に実施する。
- ・ 都市基盤系施設についても耐震化の検討を進める。

⑤ 長寿命化の実施

- ・ 公共施設の耐用年数把握により、更新等の対応時期を把握する。
- ・ 建築物系施設については、地方公会計による財務書類作成の基礎となる固定資産台帳を活用することで改修や更新の時期を明確にする。また、更新等の時期を調整することで財政負担の平準化を図る。
- ・ 都市基盤系施設について、個別にインフラ長寿命化計画の策定を進める。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住・地域間交流の促進

本市には、漆産業や農業への従事を希望する若い方が移住しており、地域の重要な担い手として活躍している。

住みやすさを感じながら活躍できる環境を提供する必要があることから、定住促進につながるフォローアップを継続するとともに、若い方や子育て世代にとっても暮らしやすさを感じてもらえるよう、雇用や住居、生活に関する総合的な支援が必要である。

今後は、人口減少に対応し、地域間交流を活発化させながら、UターンやIターンなど首都圏等からの移住・定住策を促進するとともに、地域の担い手を受け入れて新しいコミュニティづくりに取り組む必要がある。

地域間交流の促進については、これまでの在京二戸人会や在京ふるさと浄法寺会との交流のほか、企業や団体等との連携協定に基づく各種事業の展開や、自治体連携による相互の交流や情報発信、地域課題の解決に向けた取組の推進を図っている。

さらに、本市の特色ある資源に磨きをかけ、歴史的な背景や暮らしを「ストーリー」として加え付加価値を向上させるとともに、「モノ」を通じて「ヒト」の魅力を見せるような多様な連携と交流により、交流人口の拡大を図るための取り組みを進めている。

このような、住民主体による交流事業を推進することで地域振興を図るとともに、盛岡・八戸地域も含めた広域交流基盤や資源の活用、情報の発信も地域間交流に有効な手段であり、今後も積極的に推進する必要がある。

これらと併せて、地域の観光資源と住民主体の地域づくり活動などの連携により、交流事業を展開することで、交流人口を増やす取り組みが地域の活力にもつながる。

#### イ 人材育成

本市では、これまで、「人づくり」については、ふるさとに対する誇りや愛着を持ちながら、将来、幅広く活躍するための教育、農業や伝統工芸、地域企業の専門的な知識や技術を伝え、地域経済を支える産業への定着、また、地域コミュニティの維持のための担い手、リーダーの育成などを推進してきた。

若い年代を中心とする市民による「地域をもりあげよう」という思いが高まっており、市政や地域づくりに興味、関心を持ちながら、活躍している。

今後においても、まちを動かす「人の力」を育てるとともに、市民や企業、団体と行政がそれぞれの役割を担いながらまちづくりを推進していく必要がある。

## (2) その対策

### ア 移住・定住・地域間交流の促進

- ◆ 移住希望者に対し、本市の特徴ある産業を中心とした情報発信を強化するとともに、移住を後押しする各種支援制度の周知を図るとともに、地元企業等と連携し、移住者のニーズが高い雇用情報の提供を行う。
- ◆ 関係団体や事業者と連携し、空き家等の情報収集及び空き家バンクを運営するとともに、移住後に地域にとけ込みながら定住できるよう、移住者へのフォローアップを図る。
- ◆ リモートワーク等地方にいてもできる新しい働き方を推進する。
- ◆ 商業、教育、文化、スポーツ等幅広い分野で地域間交流を促進するため、近隣市町村及び都市間の交流を推進するとともに地域づくりを進める住民団体とも連携し、地域の活性化を図る。さらに、移住・定住の促進により、地域のにぎわいを創出し活力あるまちづくりを進める。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 二戸駅周辺市町村との交流、連携を推進するため、広域拠点施設の活用促進と多様な広域的連携による交流基盤の整備、情報発信に努める。

### イ 人材育成

- ◆ 郷土に対する理解や愛着、誇りを育むとともに、人間としての生き方、在り方について考える機会を設け、次代を担う人材の育成を図る。
- ◆ 企業の活性化と求職者の就職を推進するため、企業ニーズに合った専門的知識や技術を習得する機会を充実させるとともに、企業や求職者的人材育成を図る。
- ◆ 地域を支える地域づくりリーダーを育成するため、まちづくりワークショップの開催など、市民が意見を出し合いながらまちづくりに参加する機会をつくる。

### (3) 計画

別表のとおり

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 基金積立	住民交流・移住定住促進事業 都市住民等との交流、移住定住促進  【事業内容】 住民と都市住民の交流促進や移住定住支援などによる移住定住の推進・基金積立  【必要性】 都市間交流による人のつながりを強くしながら、地域に移り住む移住定住者の拡大による地域の活力維持が必要である。  【事業効果】 地域住民との交流活動を促進しながら移住定住にもつなげることで地域振興を図ることができる。	市	当該施策の効 果は将来に及 ぶ

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、①現状の把握、②施設保有量の検討、  
③管理運営の方針、④個別施設計画の策定、⑤安全確保の重点検討施設について取組むこと  
とする。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適  
合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農林業

###### ① 農業

農業は本市の基幹産業の一つであり、その振興を図ることは地域産業の育成の面において重要な役割を占めている。農業を取り巻く情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、遊休農地の拡大など農業生産構造のせい弱化が進む一方、生産資材や飼料等価格の高騰等による農業所得の減少や世界的な農畜産物の流通状況の変革など、厳しい状況に直面している。

農家戸数の動向をみると平成17年の2,660戸から、平成27年2,154戸と19.0%減少しているが、専業農家は平成17年526戸から、平成27年588戸と11.8%の増となっている。

また、農業就業人口は、平成17年5,817人から、平成27年3,940人と32.3%減少している。（表2-1）

このように、農業者の高齢化と農業就業人口の減少が進むなかで、専業農家は増加しているものの、全体では担い手の確保・育成と農業経営の安定化を図る必要がある。

農業経営の安定化に向けては、生産性の向上に向けた基盤整備や農地の利用集積の推進、農業機械・施設等の共同利用の推進によるコストの低減、スマート農業の導入、品質の高い農産物のブランド化や加工対応も含めた契約栽培の推進や新たな流通体制の構築等、収益性の高い農業の振興を図る必要がある。

これまで、重点作目の水稻、葉たばこ、畜産を中心とした複合経営が行われ、中でも、肉用鶏や葉たばこが基幹農畜産物として定着してきたところである。また、近年では、果樹、野菜、花きなど高収益作物の作付け拡大が図られてきている。

今後は、実質化された地域農業マスタープラン（人・農地プラン）をもとに、地域の理解と合意形成を図りながら認定農業者の育成や、農地の利用集積を進め、担い手を中心とした収益性が高く安定的な農業経営を展開する必要がある。

また、地域や企業等が一体となって農村環境、農村文化の維持継承に取り組み、市内外の消費者との交流を持ちながら、魅力と活力のある農業・農村づくりを進める必要がある。

## ② 林業

本市は、総面積 420.4 k m<sup>2</sup>のうち 74.1%に当たる 311.5 k m<sup>2</sup>を森林が占めており、そのうち民有林が 86.2%（268.6 k m<sup>2</sup>）である。

人工林率は 46.9%と県平均を上回っているが、木材の価格低迷等のため間伐が進んでいない状況にあり、森林資源の活用が地域振興に果たす役割は重要なことから、適正な森林整備を促進する必要がある。

林家は、平成 27 年で 1,945 戸あるが、その多くが 5 ha 未満の小規模所有兼業家であり、農業と同様に高齢化が進む中で、森林組合等を地域の林業経営をけん引する事業体として育成強化する必要がある。

林道の整備は、造林、保育、枝打ち、間伐等の推進にとって、重要な役割を果たすものであり、今後、山地保全、自然環境保全等を考慮しながら林道、作業道の基盤整備を図る必要がある。

特用林産物では、国内生産量の約 7 割を占める漆があり、平成 29 年の調査によると、地域内の 144ha 約 16.7 万本のウルシ原木が賦存している。また、一時低迷していた生漆の生産も、平成 27 年 2 月に文化庁が、国宝・重要文化財の保存修理には原則国産漆の使用を方針化したことから浄法寺漆の生産量の増加への期待が急速に高まった。

漆産業の振興を図るため、関係機関と連携し、漆掻き職人の育成やウルシ原木の確保、浄法寺漆のブランド力強化を進めてきた結果、令和 2 年に日本遺産認定、ユネスコ無形文化遺産登録が決定し、日本文化を支える一大産地としての評価を得たところである。

今後も、国内需要への対応と日本の漆文化の維持継承を図るとともに、長期の視点に立った漆資源の維持・確保に向けた漆林の保育管理と生産量の増産体制の構築、通年所得の得られる担い手育成対策、原料供給のみならず精製から加工まで総合的な漆産業の確立に取り組む必要がある。

加えて、京都の金閣寺や日光東照宮等の国宝、重要文化財を有する観光地と連携し、漆を核とした観光振興や人材育成等に取り組む必要がある。

森林は、地域の保全、水源かん養及び保健休養等多面的な機能を有しており、環境意識の高まりとともに森林の持つこれらの機能が見直されてきている。加えて、木質バイオマスの需要の拡大等、木材に対する新たな需要が見込まれることから、需要に応じた計画的な造林・管理を進めながら、森林の持つ多面的な機能を維持していく必要がある。

## **イ 地場産業の振興**

本市には、長い歴史と伝統の中で生み出された工芸品や地元で生産された農畜産物を活用した特産品が数多くある。

また、地域で育まれてきた産業は消費者ニーズやマーケットの変遷に伴い、生産工程や流通の改善を図りながら国内外へ販路拡大・市場展開するなど、地域経済をけん引する重要な役割を担っている。

一方で、有効求人倍率は 1.0 前後を推移し、雇用情勢は上向いているものの、「求人してもなかなか求職者が集まらない」、「高校を卒業しても地元に就きたい職種の企業がない」といった課題がある。

県や関係機関と連携しながら、キャリア教育の充実やマッチング機能の強化を図り新規就業者の確保と産業を支える人材の育成を図るとともに、地元企業の経営の安定化・拡大に向けた支援を行い、「働きたい企業」の育成を進める必要がある。

## **ウ 企業誘致**

世界経済の情勢の変化に伴う景気の不安定化やグローバル化、サプライチェーンの多角化・分散化が進む中、企業誘致は厳しい状況が続いている。

本市においても、2つの工業団地が整備されているが、国内の情勢と同様、新規企業誘致は厳しい状況にある。

東北新幹線利用により東京まで約3時間で移動できる地域であり、また、八戸自動車道一戸 IC、浄法寺 IC と 2 つのインターチェンジを活用できる状況にあることから、高速交通網を生かし、経済情勢に合わせた効率的・低コストの物流体系を確立する必要がある。

加えて、地元農林産物の原料資源や伝統技術等の人的資源の活用を促進し、地域産業の成長につながる企業の誘致を推進する必要がある。

## **エ 起業の促進**

本市では、岩手県の地域産業資源として、漆やりんごなど農林水産物が 11、浄法寺塗や南部煎餅など鉱工業品又は鉱工業品の生産に係る技術が 9、天台寺や金田一温泉郷など文化財、自然の風景地、温泉その他地域の観光資源が 5 と総計 25 資源が指定されている。

特に、漆産業では、地域おこし協力隊として活動してきた漆搔き職人が定住し、独立していること、塗師が自ら漆器製造販売や情報発信などを担う「浄法寺うるしひ合同会社」

を設立したことなど起業が進んでいる。

しかしながら、市内中心部の商店街では空き店舗が目立つ状況にあり、空き店舗や遊休資産を活用し、地域産業資源を生かした新たな産業創出に向け、農商工連携や地域住民との連携による起業を創出するとともに、起業者の地域定着を促し、魅力ある地域づくりを推進する必要がある。

## 才 商業

本市の商業は、平成 28 年の経済センサス活動調査によると事業所数 359、従業員数 2,290 人でそのうち 301 事業所が小売業である。（表 2-2）

地域をけん引する企業への支援を通じ、地域経済への波及や、商業全体の底上げを図ったほか、市内の中小企業による新しい事業展開などの支援とフォローアップを行ってきた。

一方で、新型コロナウイルス感染症による地域経済への影響が長引いており、市内事業者は感染対策や業態転換など、厳しい状況に悩まされていることから、新型コロナ収束後の一日も早い回復を見すえた取り組みが必要である。

今後は、地域資源を生かした新商品開発や地元企業の第二次創業などの新展開支援の強化等魅力のある商品や新たな店舗活用促進により、賑わいのある商店街づくりに取り組む必要がある。

## 力 観光またはレクリエーション

近年、観光客のニーズが多様化する中で、これまでの「見る」観光から、「食べる」、「学ぶ」、「体験する」などより多くの欲求を満たす観光へのニーズが高まってきている。

加えて、全国的に増加する外国人観光客への対応や、新幹線北海道延伸に合わせた教育旅行など北海道からの誘客対応を早急に進める必要がある。

のことから、本市の特色ある資源に磨きをかけ、歴史的背景や暮らしを「ストーリー」として加え、付加価値を向上させるとともに、「モノ」を通じてそこに暮らす「ヒト」の魅力を見せる産業体験型観光により、リピート率が高く、二戸産農畜産物や特産品等の購入へもつながる二戸ファンを醸成できる観光地づくりを進める必要がある。

市内には、田植えから酒の仕込みまでの体験を進める日本酒のオーナー制、そば打ちや伝統食の調理体験、漆搔きや漆塗り体験、果樹のオーナー制や収穫体験等、一年

を通じて魅力を体感できる素材やそれを展開している個人や組織、企業等が数多くあり、これらの連携を進めながら受入体制の構築に取り組む。

また、旅行商品の開発や企画・運営については、観光協会をはじめ民間運輸旅客業、旅行代理店等と連携を図り、ターゲットを明確にした情報発信や選ばれる観光商品づくりに努める必要がある。

加えて、天台寺周辺、九戸城跡周辺、金田一温泉周辺の公民連携推進3地区において住民と行政がそれぞれの役割を担い連携し、新たな交流を生み出しながら持続可能なまちづくりを進めることで、地域価値の向上を目指すこととしており、施設や環境の整備を進めが必要がある。

表 2-1 農家人口、農家就業人口、農家数の推移（農林業センサス）

区分	昭和50年		昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)												
農家人口(人)	18,882	—	17,320	—	16,145	—	14,667	—	12,950	—	11,590	—	10,050	—	6,954	—	5,349	—
農家戸数(戸)	3,883		3,701		3,565		3,374		3,144		2,874		2,660		2,500		2,154	
専業(戸)	714	18.4	647	17.5	587	16.4	555	16.4	533	17.0	456	18.9	526	24.7	590	32.6	588	32.5
第1種兼業(戸)	1,458	37.5	1,396	37.7	1,182	33.2	775	23.0	834	26.5	624	25.9	505	23.7	380	21.0	227	12.5
第2種兼業(戸)	1,711	44.1	1,658	44.8	1,796	50.4	2,044	60.6	1,777	56.5	1,329	55.2	1,102	51.6	840	46.4	675	37.3
農業就業人口(人)	14,299	—	13,475	—	12,836	—	11,964	—	11,164	—	8,222	—	5,817	—	5,074	—	3,940	—

表 2-2 商店数、従業者数、販売額の推移（～平成26年：商業統計、平成28年～：経済センサス）

区分	卸売業			小売業			計		
	商店数	従業者数	販売額	商店数	従業者数	販売額	商店数	従業者数	販売額
年度									
平成6年	78	709	56,592	579	2,318	37,146	657	3,027	93,738
平成9年	71	660	66,595	545	2,332	42,133	616	2,992	108,728
平成11年	70	593	59,735	527	2,487	42,343	597	3,080	102,078
平成14年	66	546	38,857	461	2,190	33,916	527	2,736	72,773
平成16年	64	472	36,577	449	2,343	33,710	513	2,815	70,287
平成19年	56	366	34,486	400	2,086	33,051	456	2,452	67,537
平成26年	59	507	55,712	310	1,444	27,332	369	1,951	83,044
平成28年	58	516	51,302	301	1,774	34,335	359	2,290	85,637

※ 商業統計調査は平成26年で廃止

## (2) その対策

### ア 農林業

#### ① 農業

- ◆ 通年所得が確保できる就農・定着システムの構築、雇用できる経営体の育成や、

地域における協業化、法人化を推進する。

- ◆ ほ場整備、農業施設、農道等の生産基盤整備を推進するとともに、農地の利用集積や機械・施設の共有化・協働化やスマート農業の導入などにより産地体制の強化を図る。
- ◆ かんがい排水事業等の生産基盤整備や新技術の導入等により天候に左右されない生産体系の構築を図る。
- ◆ 畜産の地域一貫体制の推進とET技術により、生産性、収益性の向上を図る。
- ◆ 労働補完システムの構築により規模拡大と産地体制の強化を図る。
- ◆ ストーリー性と魅力ある農畜産物の地域ブランド化に努める。
- ◆ 農山村観光や企業連携を含めた地域（集落）の6次産業化に努める。
- ◆ 地域住民や企業が一体となった農村・農業施設等の保全・維持に努める。
- ◆ 農村集会施設の整備や維持補修により、農業集落活動を推進する。

## ② 林業

- ◆ 森林経営計画を策定するとともに、林業施策に基づき造林及び保育、間伐等を行い、森林資源の循環利用を促進する。
- ◆ 多様なニーズに対応した民有林の育成と、地域材の安定供給体制の構築を図る。
- ◆ 意欲ある林業後継者と若手林業技術者の育成・確保に努める。
- ◆ 森林組合等林業事業体の育成強化のため、高性能林業機械の導入による施業の低コスト化を図る。
- ◆ 漆の生産拡大に向けて後継者の育成及び漆林の適正な保育管理を推進するとともに、生漆や漆器等の販路拡大を図る。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 生態系や防災にも配慮した多様な公益的機能を有する森林環境の整備と保全に努める。
- ◆ 市民や企業などの参画による環境に配慮した森づくりを推進する。
- ◆ 林業施設の修繕・整備により、森林学習や森林に触れ合う機会を創出する。

## イ 地場産業の振興

- ◆ 中山間地域の中で、一次産業とともに定着している食産業の競争力を高めるため、

支援の充実を図る。

- ◆ 地域特産品のブランド化や販路拡大に向けた取り組みと商品開発支援などを組み合わせながら地場産業の振興を図る。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 商品開発や販路拡大等の中核となる人材や組織の育成に努める。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 二戸市商工会や各種団体・組織等と連携しながら事業継承や事業拡大、新部門創設（経営革新）、新たな創業（起業）等の取組みを円滑に推進する。
- ◆ 異業種交流や連携の促進、空き店舗を活用した事業展開やサービスの集積により、新たな産業の創出を図る。
- ◆ 地元企業を知る機会の創出や動機づけなど、ここに残り働く環境の醸成や若者や女性をはじめとした雇用の安定化を進め、市民一人ひとりの生活基盤の確立を図る。
- ◆ 地域内への就職を推進するため、地方の人の流れに対応した求職相談や研修などの支援を充実させるとともに、企業と求職者等のマッチング機能の強化を図る。
- ◆ 特産品の販売促進による産業振興を図るため、産地形成促進施設の整備を進める。
- ◆ 農業者と地元企業が連携した季節間の相互雇用や、女性や高齢者の能力を活用するため働きやすい柔軟な雇用体系を導入する企業の育成など、既存の就労形態にとらわれない雇用を推進する。

#### ウ 企業誘致

- ◆ 東北新幹線や八戸自動車道など交通網の利便性と、自然環境に恵まれた地域の特性を生かした企業誘致を推進するため、効率的・低コストの物流体系の確立や、あらゆるネットワークを活用した誘致に努める。
- ◆ 二戸地区拠点工業団地や貸し事業所など、企業誘致施設を活用した企業立地を進める。
- ◆ 県や各種団体・関係機関と連携しながら、「ヒト・モノ・カネ」に関わる支援を充実させ、新たな企業誘致を推進する。

#### エ 起業の促進

- ◆ 新規創業や新たな業種、業態への積極的な展開を目指す意欲と創造性にあふれた起業

家の育成を推進する。

- ◆ 起業支援制度の創設などにより、起業者の拡大と定住促進を図る。

## 才 商業

- ◆ 商店街への回遊性と集客力向上のための企画や体制づくりを進める。
- ◆ 商店街を担い核となる人材の育成とスキルアップ、商店街機能の向上に努める。
- ◆ 活性化イベントの開催やサービス向上などの商店街のにぎわいにつながる取組みを促進する。
- ◆ IoT や AI を活用した「Society5.0」社会に対応する設備導入を推進するため、各種支援制度の活用促進を強化する。
- ◆ 地元企業や直販施設等が進める地域産業資源を活用した商品開発については、商品企画から事業化までの各段階に応じた支援対策を講じる。

## カ 観光またはレクリエーション

- ◆ 地域の宝、フィールドを活かし、観光協会や民間事業者、関係団体と連携した受入体制を整備し、公民連携による稼ぐ観光地づくりを推進する。
- ◆ にのへ型テロワールの浸透、継承を通じ、産業を魅せる観光地づくりを推進する。
- ◆ 「ウィズコロナ」の時代における稼ぐまちづくりを目指し、WEB 活用をはじめ多様な情報発信や産業支援の充実を図る。
- ◆ ターゲットに合わせた戦略的な情報発信や販売展開とともに、市内事業者や市民意識の醸成を図り、観光の産業化を図る。
- ◆ 趣味や嗜好、季節等に合わせた情報コンテンツ（HP、SNS、紙媒体等）の充実と市民参加による“新鮮”で“ならでは”的情報提供に努める。
- ◆ 日本遺産やユネスコ無形文化遺産に登録された淨法寺漆と、天台寺などの地域資源を組み合わせ、広域的な観光展開を進める。また、漆文化の継承と産業振興に向け、漆器製作施設である「滴生舎」や重要文化財収蔵庫の活用を図る。
- ◆ 金田一温泉周辺地区において、地域と一体となって、果樹園地などの地域資源を活用しながら誘客を図るため、Park-PFI を活用した公園と収益施設を一体的に整備する。
- ◆ 国指定史跡九戸城跡の史跡整備と合わせて、関連施設の整備により観光受け入れ体

制の充実を図る。

- ◆ 新しい生活様式に伴う旅行形態の多様化やインバウンドへの対応、教育旅行の誘致に向けた受け入れ体制強化を図る。
- ◆ まちで開催されるイベントや市日など拠点となる多目的交流施設の整備などによりまちのにぎわいを創出する。

### (3) 計画

別表のとおり

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	経営体育成基盤整備事業 川又地区県営ほ場整備事業 農地区画整理 42ha	県	
		経営体育成基盤整備事業 福田地区県営ほ場整備事業 農地区画整理 42ha	県	
		経営体育成基盤整備事業 山内地区県営ほ場整備事業 農地区画整理 25ha	県	
		経営体育成基盤整備事業 上斗米地区県営ほ場整備事業 農地区画整理 44ha	県	
		県営畑地帯総合整備事業 第3期地区 穴牛・村松・谷地 畠地かんがい施設整備 面積65ha	県	
		県営農業水利施設保全合理化事業 金田一地区 受益面積22.8ha	県	
		森林・林業再生基盤づくり交付金事業 高性能農業機械導入	森林組合	
		強い農業・担い手づくり総合支援事業 中心経営体等の機械施設整備支援	農業団体等	
	林業	いわて地域農業マスターPLAN実践支援事業 中心経営体等の機械施設整備支援	農業団体等	
		产地基幹施設等整備事業 集出荷施設等基幹施設整備支援	農業団体等	
		畜産経営基盤整備事業 乾草調製業務用機械	市	
		農業集会施設整備事業 集会施設改修	市	
		林業施設整備事業 市民の森林業センター改修ほか	市	
	(4) 地場産業の振興 流通販売施設	产地形成促進施設整備事業 トイレ水洗化整備	市	

	(9) 観光又はレクリエーション	浄法寺漆器体験交流販売施設整備事業 滴生舎木工棟・水車小屋等改修 鍛冶職人育成工房整備	市	
		漆と天台寺を核とした交流施設整備事業 滴生舎、収蔵庫等交流施設整備	市	
		交流宿泊施設整備事業 稻庭交流センター改修	市	
		観光施設整備事業 広域観光物産センター設備改修	市	
		公民連携まち再生事業 金田一温泉建設事業出資金	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 基金積立	うるしの里づくり推進事業  【事業内容】 後継者育成支援、ウルシ原木確保、普及啓発等・基金積立 【必要性】 日本国内の生産量の約7割を占める漆の生産地であり、この地域資源としての漆を活用して地域の産業振興と活性化を図る。 【事業効果】 特色ある地域資源を住民が認識し、地域づくりに活用することで、本地域の特色を生かした、住民主体の地域づくりが見込まれる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	商工業・6次産業化 基金積立	産業人材育成事業  【事業内容】 新規就業者支援及び産業人材育成・基金積立 【必要性】 人口減少や若年層の域外流出により就業者や後継者が不足する業種が見られることから就業支援と人材育成が必要である。 【事業効果】 若い世代の新規就業者や産業を担う人材の育成により継続的な産業の振興が可能となる。	市	
	商工業・6次産業化 基金積立	地場産業振興事業  【事業内容】 地元特産品の販路拡大及び商品開発支援、ブランド力の向上および国内外へのPR強化・基金積立 【必要性】 市内には優れた特産品が多くあるため、その良さをPRしながら国内外での販路拡大に取り組む必要がある。また、新しい商品開発や新規創業など新分野開拓による地域資源の活用とふるさと名物商品など特産品のブランド化による商品力の向上が求められている。 【事業効果】 地元特産品の開発とブランド化に取り組みながら国内外の広いマーケットへの流通拡大が地場産業の振興につながる。	市	

#### (4) 産業振興促進事項

現状と問題点を踏まえ、その対策を推進するため、次により促進地域、業種、事業内容を定め、また、岩手県や県内市町村、民間事業者と連携して、地域産業の振興促進を図る。

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
市内全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～令和8年3月31日	

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（2）及び（3）のとおり

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、①現状の把握、②施設保有量の検討、③管理運営の方針、④個別施設計画の策定、⑤安全確保の重点検討施設について取組むこととする。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

地域における情報化については、市内における光ファイバー未整備地区への整備や、防災行政無線のデジタル化及び防災ラジオの配布、地元のコミュニティFMと連携した情報発信など情報通信技術の利用機会の格差は正や住民生活の利便性の向上に努めている。

また、インターネットの光サービスの提供範囲の拡大や携帯電話の通信エリアの拡大など情報基盤整備が進んでいる。

今後においても、新型コロナウイルス感染症拡大により新しい生活様式への対応が求められる中で、テレワークやオンライン会議など産業面、地域公共交通や教育など様々な分野において情報化の推進が必要である。

### (2) その対策

- ◆ 住民サービスを推進するため、Wi-Fi環境の整備、コミュニティFMの維持管理に取り組む。
- ◆ 市内における光ファイバー未整備地区への整備を進める。
- ◆ 新しい生活様式へ対応するため、庁内業務、教育、地域等のICT化を推進する。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。

### (3) 計画

別表のとおり

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 基金積立	情報化推進事業 新しい生活様式に対応したデジタル化等の推進  【事業内容】 市業務や学校、産業、地域のデジタル化等を推進するための設備、機器等の整備・基金積立 【必要性】 新型コロナウイルス感染症拡大により新しい生活様式への対応が求められる中で、テレワークやオンライン会議など産業面、地域公共交通や教育など様々な分野において情報化の推進が必要である。 【事業効果】 デジタル化が推進されることにより、産業振興、教育・生活環境の向上など、生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることで地域振興を図ることができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、①現状の把握、②施設保有量の検討、③管理運営の方針、④個別施設計画の策定、⑤安全確保の重点検討施設について取組むこととする。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 市道等

本市の道路体系は、国道4号、国道395号、八戸自動車道をはじめ、主要地方道3路線、一般県道9路線及び市道により形成されている。

国道4号が市中心部をう回する形で南北に走り、主要地方道が東西に整備されている。

また、集落間を結ぶ市道が多く、道路改良や維持補修が必要な箇所が多くある。

公共交通機関の少ない本地域にとって、モータリゼーションの進展に伴い、道路整備及び公共交通の維持は生活に欠かせないものであり、産業の振興、住民の生活向上を図るうえで最も重要な課題のひとつである。

道路整備率をみると主要地方道、一般県道、計12路線で総延長109.0km、改良率89.0%、舗装率92.1%となっている。しかし、幅員が狭く、急こう配やカーブも多いことから、拡幅、線形改良、歩道設置、橋りょう整備などをさらに進める必要がある。

市道の令和元年度末の改良率は38.7%、舗装率は48.6%と整備が遅れている状況であり、幅員が狭く冬期間は積雪が多いため、高齢者や歩行者に配慮した改良整備を図るとともに、住民が日常利用する生活道路の舗装や側溝整備など局所的な機能向上を図る。

今後は、通学や日常生活における安全の確保に向け、身近な道路整備の計画的な整備や市道の長寿命化、維持保全を図り、安心して利用できる道路環境の確保に努めるとともに、公共交通機関のない集落から公共施設・医療機関に運行しているコミュニティバスの継続運行など、地域公共交通計画に基づく地域の実情に応じた公共交通網の形成に向け、交通事業者や地域全体で検討しながら利便性の高い公共交通体系の構築を進め、地域住民の生活を支えるとともに、産業の振興のために農道の維持・整備を図る必要がある。

さらに、冬期間の交通確保のため、融雪装置や除雪機械など除雪体制の整備充実に努めるとともに、生活の向上、交通の利便、交通安全の確保、防災などを含めた総合的な視点に立ち、住民の日常生活に密着した道路整備を計画的に促進し、有機的な交通ネットワークの形成を図る必要がある。

#### イ 鉄道施設

本市の鉄道施設は、東北新幹線とIGRいわて銀河鉄道が縦断しており、駅舎も整備さ

れるなど地域交通の重要な役割を担っている。

通勤や通学での利用者も多く、住民だけでなく、観光交流や会社関係での活用など二戸駅を中心の広域的な利用が進んでいる一方で、人口減少が進む中で、公共交通の維持のため、マイレール意識の高揚を図り、利用を促進する必要がある。

また、IGRいわて銀河鉄道は、車両更新など多額の費用が発生する時期に備え、沿線市町村で費用負担しながら安定的な運営を行っている状況であり、今後も継続的な支援により住民の足を確保する必要がある状況である。

## (2) その対策

### ア 市道等

- ◆ 市道は、産業・商業・医療・福祉等の拠点を結ぶ主要路線と住民生活に密着した日常生活道路を中心に整備を促進し、新設改良と舗装率の向上を図る。
- ◆ 主要地方道、一般県道と集落を結ぶアクセス道路の整備促進を図る。
- ◆ 冬期間における通学通勤、集落間及び集落と主要地方道を結ぶ路線の車両通行確保のため、集落道及び道路維持補修用機械、融雪装置や除雪機械の整備を推進し適切な除排雪に努め、冬期間交通の確保を図る。
- ◆ 集落内市道及び集落間を結ぶ市道の維持補修や道路環境の保全事業を実施し、道路利用者の安全確保を図る。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 公共交通機関がない集落と公共施設・医療機関を結ぶコミュニティバスや中心市街地と郊外を循環するバスの運行など、地域住民の通院や日常生活を支える地域交通を確保・維持する。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 公共交通機関のデジタル技術の積極的活用等を支援する。
- ◆ 局所的な大雨等による被害を低減するため、排水路整備等を促進し安全な生活環境の確保を図る。

### イ 鉄道施設

- ◆ 住民の通勤通学にして利用されているIGRいわて銀河鉄道の安定的な経営を支援する。
- ◆ マイレール意識の高揚を図り、IGRいわて銀河鉄道の利用促進を図る。
- ◆ 公共交通機関の新しい生活様式に対応したデジタル技術の積極的活用等を支援する。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	横木米内線改良舗装事業 L=1,280m W=5.0m	市	
		館ヶ久保線改良舗装事業 L=1800m W=5.0m	市	
		白山線改良舗装事業 L=300m W=5.0m	市	
		上東線改良舗装事業 L=500m W=4.0m	市	
		中村杉中線改良舗装事業 L=500m W=5.0m	市	
		下平長瀬線改良舗装事業 L=524m W=5.0m	市	
		裁判所線改良舗装事業 L=188m W=6.0m	市	
		上町下川原線改良舗装事業 L=400m W=5.0m	市	
		保育所線改良舗装事業 L=337m W=5.0m	市	
		役場線改良舗装事業 L=150m W=9.5m	市	
		橋場荷渡線整備事業 L=440m W=10m	市	
		上田面横手線整備事業 L=120m W=16m	市	
		金田一2号線維持修繕事業 L=2,000m W=11.4m	市	
		十文字線維持修繕事業 L=200m W=4.3m	市	
		諏訪前線他維持修繕事業 L=1500m W=2.6m	市	
		上里沢線改良舗装事業 L=200m W=5.0m	市	
		矢沢線改良舗装事業 L=200m W=16.2m	市	
		大森小泉線改良舗装事業 L=100m W=6.2m	市	
		大沢倉小清水線維持修繕事業 L=3,000m W=7.7m	市	
		金田一中学校線維持修繕事業 L=20m W=6.5m	市	
		仁左平線改良舗装事業 L=2200m W=6.9m	市	
		下沢南線改良舗装事業 L=300m W=4.0m	市	
		堀野東側住宅線改良舗装事業 L=10m W=4.3m	市	
		堀野馬場線改良舗装事業 L=176m W=5.3m	市	
		湯田上野線改良舗装事業 L=1000m W=4.0m	市	
		湯田線改良舗装事業 L=1000m W=7.7m	市	
		仲町小船線改良舗装事業 L=700m W=6.0m	市	

橋りょう	大釜1号線改良舗装事業 L=400m W=5.0m	市	
	白山高瀬線改良舗装事業 L=200m W=4.0m	市	
	長地線改良舗装事業 L=292m W=4.0m	市	
	下足沢長畑線改良舗装事業 L=300m W=5.0m	市	
	下川又中村線改良舗装事業 L=500m W=6.0m	市	
	金田一線維持修繕事業 L=200m W=8.4m	市	
	馬場沖線維持修繕事業 L=150m W=3.3m	市	
	城ノ外川又線改良舗装事業 L=294m W=5.0m	市	
	馬場長瀬線改良舗装事業 L=120m W=6.0m	市	
	杣ノ木市民会館線改良舗装事業 L=1000m W=6.0m	市	
	向山線改良舗装事業 L=400m W=3.5m	市	
	杉中上平線改良舗装事業 L=1000m W=6.0m	市	
	大萩野線改良舗装事業 L=1000m W=6.0m	市	
	上村沢内線改良舗装事業 L=1000m W=6.0m	市	
	前田野新田線改良舗装事業 L=1000m W=6.0m	市	
	鳥長根線改良舗装事業 L=1000m W=6.0m	市	
	小祝線法面修繕事業 L=200m W=4.8m	市	
	漆沢川又線法面修繕事業 L=200m W=3.2m	市	
	馬場大谷地線法面修繕事業 L=200m W=6.0m	市	
	大萩野線法面修繕事業 L=200m W=5.5m	市	
	春日杉沢線法面修繕事業 L=200m W=7.0m	市	
	山屋新田線法面修繕事業 L=100m W=5.0m	市	
	仁左平線維持修繕事業 凍結防止対策工事	市	
	役場線維持修繕事業 凍結防止対策工事	市	
	江牛線維持修繕事業 凍結防止対策工事	市	
	矢沢線維持修繕事業 凍結防止対策工事	市	
	斗米橋補修事業 L=170.1m W=8.2m	市	
	落嶽橋補修事業 L=6.5m W=7.3m	市	
	上台潰谷地線1号橋補修事業 L=10.4m W=4.6m	市	
	中屋敷谷地線1号橋補修事業 L=30.0m W=4.6m	市	
	嫁立橋 L=6.4m W=3.7m	市	

	立当長久保橋 L=7.5m W=4.0m 砂子前沢口平線1号橋 L=4.7m W=4.2m 安比橋 L=5.0m W=4.0m 似鳥橋補修事業 L=38.0m W=6.3m 袖川橋補修事業 L=40.8m W=6.2m 釜屋敷橋補修事業 L=7.4m W=5.3m 朝日跨道橋 L=38.7m W=3.5m 杣ノ木人道橋 L=113.0m W=3.0m 早坂橋 L=38.5m W=5.0m 小平橋 L=13.5m W=4.0m 下山井線1号橋 L=4.0m W=4.0m 山屋線1号橋 L=4.0m W=3.0m 大下久保線1号橋 L=4.8m W=4.0m 仁左平線1号橋 L=4.0m W=10.0m 北向線1号橋 L=10.4m W=4.0m 小林下山井線1号橋 L=4.0m W=4.0m 上村沢内線1号橋 L=6.0m W=10.4m	市	
(2) 農道	農道保全整備事業 農道橋保全補修	市	
(5) 鉄道施設等 鉄道車両	交通運輸対策事業 いわて銀河鉄道車両整備負担金等	市	
(6) 自動車等 自動車	コミュニティバス購入事業 車両 2台	市	
(8) 道路整備機械等	雪寒機械維持管理事業 除雪ドーザ 11t級 5台、融雪装置	市	
(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 基金積立	コミュニティバス運行 各地域から市内中心部・医療機関への運行  【事業内容】 コミュニティバスの運行・基金積立 【必要性】 住民の通院等日常生活を支えるために必要である。 【事業効果】 公共交通機関がなく自家用車を持たない高齢者等の通院や 買い物等、日常生活の地域間格差が解消できる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
交通施設維持 基金積立	道路環境保全事業 道路環境の保全による安全確保  【事業内容】 道路環境の維持保全・基金積立 【必要性】 人口減少、集落の高齢化などにより、道路環境の保全活動が 難しくなってきている。 【事業効果】 地域活動での道路維持活動をあわせて道路環境を維持保全 することで利用者の安全確保を図ることができる。	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、市民生活に直結する重要なインフラであり、単純に廃止し保有量を削減することが難しいことから、安全確保や安定供給など各施設の特性に応じた計画に基づき取り組みを進め、トータルコストの縮減を図る。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

## **6 生活環境の整備**

### **(1) 現況と問題点**

#### **ア 水道施設**

本地域で使用されている生活用水と学校、公共施設、事務所等で使用している営業用水は、上水道、簡易水道、自家用水道により供給されている。

令和元年度における本地域の水道普及率は、92.4%と平成30年度における県平均94.0%に比べ1.6ポイント程度低くなっている。なお、給水区域内の水道普及率は97.1%である。

未給水世帯の内訳は、上水道・簡易水道の給水地域にある未加入世帯と給水区域外にある世帯である。これらの世帯は、現在、井戸・湧水等を単独、または共同で利用している状況にある。また、普及率が低い水準で推移しているのは、山間部に住宅が点在していることと、自家水利用者が多いためである。

今後も安心安全な水を安定して供給するため、老朽化が進む水道施設の計画的な更新が必要である。

また、上水道・簡易水道への一層の加入促進に努めるとともに、山間部に点在する未給水区域の生活用水の安全面を確保する必要がある。

#### **イ 下水処理施設**

本市では、二戸処理区と浄法寺処理区で公共下水道事業を進めている。

二戸処理区は、平成6年度に事業認可を受け、令和2年度末で事業計画区域面積614haに対し、整備面積514.8haで約83.8%が完了しており、中心部など人口が集中する区域の水洗化が進んでいる。今後も、下水道の整備促進と、処理場、ポンプ場、マンホールポンプ場などのストックマネジメント計画に基づく計画的な更新が必要である。

浄法寺処理区では、平成19年度から公共下水道整備を進め、平成22年度に一部供用開始、平成26年度末には全ての管渠整備が完了し、事業計画区域内の全域で水洗化が進んだ。

また、これ以外の地区においても、浄化槽整備を進めており、今後も住環境の改善と公共用水域の水質保全のため、公共下水道と浄化槽の整備充実を図る必要がある。

#### **ウ 廃棄物処理施設**

ごみの排出量は、人口減少などの影響により家庭ごみ、事業系ごみとも減少傾向にある。

一般廃棄物の処理は二戸管内4市町村で構成する二戸地区広域行政事務組合の運営により二戸地区クリーンセンターが行っており、施設の老朽化に伴う大規模改修により長寿命化を図りながら、廃棄物処理を行っている。

二戸市では、リサイクルステーションの利用による、古紙・ペットボトル・びん・かんなどの資源化や、各種団体で取り組む資源回収運動の推進を行い、それらに加え、中心市街地のごみ集積所を集約し、環境美化を推進している。

近年の環境問題に関する世界の動向においても、SDGs（持続可能な開発目標）を掲げ、脱炭素社会の実現に向けて大きな転換が進んでいるほか、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの問題など、多様なごみ問題についても関心がもたれている。

今後についても、このようなグローバルな視点を持ちつつ、二戸市環境基本計画を軸とした、さらなるごみ減量化における手法の検討や住民への理解・啓発に努める必要がある。

## エ 消 防

本地域の消防業務は、昭和49年に設置された二戸地区広域行政事務組合消防本部が実施しており、二戸地域に消防本部及び二戸消防署が、浄法寺地域に二戸消防署浄法寺分署が置かれている。

消防団は、平成20年4月に合併後の連合消防団から二戸市消防団へ組織変更し、12分団で構成されており、令和2年4月1日現在の団員数は801人である。少子高齢化の影響で、消防団員の高齢化や新規入団者の減少などの課題があり、機能別消防団員制度の導入や消防団協力事業所表示制度の活用などを行なながら団員確保を図っている。今後も、火災、風水害等の対策にも万全を期し、消防団員の活性化を図りながら充実した消防力の確立を推進しなければならない。

消防施設は防火水槽361箇所、消火栓500箇所に設置されている。消防・救急車両は、消防本部に9台、二戸消防署に5台、浄法寺分署に3台が配置されている。また、消防団には、本部車3台、消防ポンプ自動車22台、小型動力ポンプ付積載車36台を配置しているが、これらの増強と老朽化による機器及び屯所の更新が必要である。

## オ 公営住宅

本市の公営住宅は、令和元年度末現在で市営住宅351戸と特定公共賃貸住宅14戸、定住促進住宅12戸が整備されている。

今後は市営住宅長寿命化計画に基づき、建替え、解体、集約化等を進め、高齢者等にも配慮したゆとりある良質な住まいづくりを推進するとともに、地域の特性や環境保全に対応した質の高い住宅の整備に努める。

#### 力 土地区画整理事業

東北新幹線二戸駅開業を契機に、二戸駅を中心とした広域的な新幹線利用を促進するため幹線道路や生活基盤施設を一体的に整備するとともに、商業、工業、住居など有効な土地利用を図る新幹線二戸駅周辺地区土地区画整理事業を進めている。

新幹線の開業にあわせて二戸駅周辺の地区は整備が進んだところであるが、令和2年度末現在の進捗率は面積ベースで56.1%となっており、事業完了に向けて継続して事業を推進する。

#### キ その他

治水対策として、河川改修を計画的に推進するとともに、住民の健康増進を図るために憩いの場等の機能をもつ施設の整備を図る必要がある。

また、近年空き家や廃屋、老朽化した公共施設が増加しており、景観や治安を維持するため、空き家対策や公共施設等の解体撤去の推進を図る必要がある。

### (2) その対策

#### ア 水道施設

- ◆ 安全で安定した水道水を供給するため、耐震化の推進や水道施設等の計画的な更新、漏水等対策による経費の縮減を図る。
- ◆ 災害時に備えて、水道施設の安全性の向上を図る。
- ◆ 簡易水道の普及促進を図る。

#### イ 下水処理施設

- ◆ 公共用水域の水質保全と、住民の快適な生活のために公共下水道の普及に努め、地域の状況を踏まえた整備を促進する。
- ◆ ストックマネジメント計画により処理場、ポンプ場施設の持続的な機能確保及びライフサイクルコストの経費の縮減を図る。

- ◆ 処理槽設置整備事業を計画的に推進する。

#### ウ 廃棄物処理施設

- ◆ 可燃物、不燃物、し尿処理については、今後も二戸地区広域行政事務組合による共同処理を推進していく。
- ◆ 一般廃棄物処理を行う二戸地区クリーンセンターの適切な維持管理により、施設の延命化を図る。

#### エ 消防

- ◆ 計画的な機械、器具の配備及び防火水槽、消防車両の更新により、消防団機能の維持充実を図る。
- ◆ 常備消防として二戸地区広域行政事務組合が業務を実施している二戸消防本部、二戸消防署、二戸消防署浄法寺分署の施設維持管理、車両更新を行う。

#### オ 公営住宅

- ◆ 市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽木造住宅の建替え、集合住宅の改修により、高齢者世帯や若い世帯にも対応し、また、省エネルギーにも配慮した公営住宅の適正管理を行う。

#### カ 土地区画整理事業

- ◆ 一体的な生活環境の整備を図るため、県北地区の交流や連携の中心となる二戸駅東口周辺をはじめとした新幹線二戸駅周辺地区土地区画整理事業を推進する。

#### キ その他

- ◆ 公共施設等総合管理計画に基づき、適切な維持管理や長寿命化を図るとともに、老朽化した公共施設や危険な空き家等の解体撤去の計画的な推進を図り、公共施設の有効活用を図る。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	配水管改良事業 配水管布設替 配水管整備事業 配水管布設 機械設備更新事業 機械設備更新 機械設備更新事業 機械設備更新 配水管改良事業 配水管布設替	市	
	簡易水道		市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	下水道整備事業(公共・単独事業) 汚水管渠整備、処理場・ポンプ場等改築更新 下水道整備事業(公共・補助事業) 汚水管渠整備、処理場・ポンプ場等改築更新	市	
	その他	浄化槽設置整備事業補助金 浄化槽設置補助 100基	市	
	(5) 消防施設	防火水槽整備事業 防火水槽設置等工事 消防団施設整備事業 消防屯所整備改修 消防車両整備事業 消防団用ポンプ車、積載車等更新 常備消防車両更新事業 消防車両、救急車等更新	市	
	(6) 公営住宅	市営住宅整備事業 市営住宅更新、改修	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去 基金積立	公共施設の解体撤去 公共施設や空き家等の解体撤去による景観保全  【事業内容】 老朽化した公共施設や空き家等の解体撤去・基金積立 【必要性】 老朽化及び用途廃止した公共施設や空き家が増加しており、景観や安全上支障が出ている。 【事業効果】 公共施設等の解体撤去により、安全確保と景観向上を図る。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	(8) その他 土地区画整理事業	新幹線二戸駅周辺地区土地区画整理事業 面積88.4ha  都市再生事業 二戸駅東口 駅前広場整備(6,900m <sup>2</sup> )	市	
	防災センター整備事業	防災センター整備事業 御返地防災センター(仮称)整備	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、市民生活に直結する重要なインフラであり、単純に廃止し保有量を削減することが難しいことから、安全確保や安定供給など各施設の特性に応じた計画に基づき取り組みを進め、トータルコストの縮減を図る。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 児童福祉

本市の児童福祉施設は、公立保育所3カ所(定員268人)と民間認定子ども園等5ヶ所(定員657人)となっている。公立保育所の入所率は令和元年度3月現在定員に対し81.3%の218人が入所している。児童福祉施設全体では、定員925人に対し90.3%の836人が入所している。就学前児童数は人口の減少とともに年々減少しているが、低年齢児童の入所希望者は増加している。

近年、共働き世帯の増加や核家族化など子どもや親を取り巻く環境が変化する中で、これまでの保育施設に加え、病児保育や病後児保育など子育て環境の充実に努めてきたが、今後は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、未来を担う子供たちが健やかに成長できる環境整備をさらに進めていく必要がある。

また、人口減少の要因のひとつとして出生数の減少が挙げられており、若者の定住、結婚、出産、子育てにかかる負担軽減、産前産後における母子支援などに一体的に取り組む必要がある。

#### イ 高齢者福祉

本市における65歳以上の高齢者は、平成27年の国勢調査で9,171人、高齢化率33.3%と県平均の30.4%を2.9ポイント上回っており、高齢化が着実に進行している。今後も出生数の減、若年層の地域外流出、平均寿命の伸長とともに高齢化社会はかなりのスピードで進むことが予想される。また、核家族化の進行等による高齢者世帯や一人暮らし老人、寝たきり老人など支援を必要とする老人が年々増加の傾向にある。

本市の介護福祉施設は、特別養護老人ホーム7施設、老人保健施設1施設、有料老人ホーム9施設、グループホーム4施設、小規模多機能型居宅介護2施設が整備されている。

今後も高齢者人口が増加するものと見込まれることから介護保険事業計画に基づいた介護施策が必要となっている。

また、介護予防の施策として認知症予防活動や若年層からの運動機能向上などに取り組んだほか、ロコモティブシンドローム予防やフレイル予防など各種取組を進めてきた。

今後は、社会福祉協議会やボランティア団体などのネットワークと、支援を要する方を地域で支える「地域“まるごと”包括支援」の充実を図るための体制づくりを進めるとともに、これまで整備した施設を拠点として事業の展開を図り高齢者福祉の充実に努める必要がある。

## ウ その他の福祉

### ① ひとり親家庭福祉

ひとり親家庭世帯は、所得水準が低いことが多く経済的にも不安定であり、就労、生活、教育など多くの問題を抱えているのが実情である。このことから、一人で悩みを抱え込みます、経済的な面だけでなく、子育てや就労などを含め、自立につながるきめ細やかな支援体制が必要である。

### ② 障がい者福祉

本市における身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者は、令和2年3月31日現在でそれぞれ1,139人、239人、287人となっている。

心身に障がいをもつ人たちが、生きがいを持ち、地域において自立して、社会への参加を促進していくためには、住民の理解が必要であるとともに、早期発見、早期治療に努め、生活条件や環境整備を進め社会的活動に参加しやすい体制づくりが必要である。

## (2) その対策

### ア 児童福祉

- ◆ 保育所や病児保育施設、放課後児童クラブなど児童福祉関係施設の計画的な改修や維持管理を行い、児童の健全育成を図る。
- ◆ 多様化する保育ニーズに応えるため、関係機関と連携して、特別保育事業(延長保育、休日保育等)や病児保育、病後児保育の充実を図る。
- ◆ 児童の健全育成を推進するため、保育士の適正な配置と人材確保を図る。
- ◆ 地域で見守る子育て環境づくりに向けて、地域企業や子育て中の保護者等と連携した子育て支援を進める。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。

#### イ 高齢者福祉

- ◆ 福祉施設の老朽化に伴う施設改修を行い、高齢者福祉の拠点整備を進める。
- ◆ 老人福祉センターを核として、高齢者の健康保持、教養の向上、レクリエーション等生きがい対策を積極的に推進するため、自立支援配食サービス事業、地域型サロン事業等を総合的に提供していく。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう介護予防事業の充実を図るとともに、社会福祉協議会やボランティア団体などと連携し、地域包括ケアシステムの推進を図る。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。

#### ウ その他の福祉

- ◆ ひとり親家庭の経済的、精神的自立を図るため福祉資金の貸付、医療費の助成、児童扶養手当など諸施策の充実を図る。また、多様化する相談内容に対応するため、関係機関との連携を図りながら、相談事業を推進し、一層の福祉増進を図る。
- ◆ 障がい者が地域社会や社会活動に参加できる体制づくりを進めるため、関係機関との連携により、障害者総合支援法に基づく日中活動の場等の整備を推進するとともに、障がいのある人もない人も地域の中で支え合う相互理解や意識の高揚に努める。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設 高齢者生活福祉センター	ほほえみセンター改修事業 トイレ・屋根等改修  老人福祉センター改修事業 トイレ・浴室等改修  あつたかセンター改修事業 屋根等改修	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 子育て支援事業	子育て環境応援事業  【事業内容】 地元企業や子育て保護者と連携した子育て応援事業・基金積立 【必要性】 子育てをしながら生活しやすい環境づくりを民間企業や保護者と進めながら負担感の解消を図る必要がある。 【事業効果】 子育て環境の改善や地域一体的な子育て応援の仕組みづくりにより子どもを生み育てやすい環境をつくる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	高齢者・障害者福祉	高齢者福祉推進事業  【事業内容】 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援事業・基金積立 【必要性】 高齢者の健康寿命延伸のため必要である。 【事業効果】 高齢者の自立支援が図られる。	市	
		高齢者生きがい対策事業  【事業内容】 高齢者の長寿祝いや、老人クラブ活動等を通じた社会参加促進に対する支援事業・基金積立 【必要性】 高齢者の活躍の場作りや、地域での交流が高齢者の見守りにもつながるため必要である。 【事業効果】 高齢者の社会参加促進が図られる。	市	
	高齢者・障害者福祉	障害者福祉推進事業  【事業内容】 障がい者相談の実施及び助成事業 【必要性】 障がい者の生活向上及び自立支援のため必要である。 【事業効果】 障がい者の自立支援、社会参加促進が図られる。	市	
		障害者地域生活支援事業  【事業内容】 障がい者相談支援及び各種給付事業 【必要性】 障がい者の安心した生活を支援するために必要である。 【事業効果】 相談事業の実施により障がいを持つ人たちも、安心した地域生活が可能となる。	市	
	(9) その他	高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業 住宅改修費助成	市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、①現状の把握、②施設保有量の検討、③管理運営の方針、④個別施設計画の策定、⑤安全確保の重点検討施設について取組むこととする。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

## **8 医療の確保**

### **(1) 現況と問題点**

#### **ア 診療施設**

住民が明るく幸せな生活を営み、社会の発展をささえていくためには、心身ともに健康であることが第一である。

本地域における医療機関は、中心市街地である福岡、石切所、堀野地区に多く、その他の地区では少ない状況となっている。

令和2年4月1日現在、浄法寺地区の医療機関は、国民健康保険浄法寺診療所及び2ヶ所の歯科診療所であり、金田一地区では、国民健康保険金田一診療所及び2ヶ所の歯科診療所となっている。

両地区の国民健康保険診療所は、身近な医療機関として住民に利用されており、重要な役割を担っているが、近年、医師の退職により、県立病院や岩手医科大学からの診療応援により診療を継続した経緯もあり、安定した医師確保が課題となっている。

また、診療施設や設備の老朽化も進んでおり、計画的な更新が必要となっている。

今後は、地域医療の確保や医療の高度化への対応のため、国民健康保険診療所において、施設や医療機械の計画的な整備を進めるとともに、県立病院等との機能分担や連携を強化し、地域医療体制の確保を図る必要がある。

#### **イ その他**

地域内医療機関等と連携して、各種健康診査の受診率の向上やロコモティブシンドローム（運動機能の低下）予防事業の実施、高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な取組等により、住民の疾病予防に対する関心が高まってきている。

しかし、高齢者人口の増加、食生活や社会環境の変化が疾病構造にも変化をもたらし、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患が三大死亡原因となっているほか、社会生活の複雑化によるストレスが原因となる精神疾患の発生など、生活を脅かす新たな問題も出てきている。

さらに、社会的、経済的に影響の大きい年代に増加傾向のある生活習慣病は、健康上特に重視しなければならない。

のことから、健康管理システムによる健康情報のデータベース化や特定保健指導に力

を入れており、県内でもトップクラスの受診状況となっているが、今後はさらに受診率の向上と予防対策の充実に努め、健康寿命の延伸を図る必要がある。

保健活動は、保健師、栄養士及び看護師を中心として、県立病院や保健所との連携強化により地域医療の充実を図るとともに、家庭訪問、健康教育、健康相談、栄養改善指導及び各種健康診査等の実施など病気の予防や健康の増進に向けて保健所や医療機関と連携し、より一層保健活動の充実を図る必要がある。

## (2) その対策

### ア 診療施設

- ◆ 住民に身近な医療機関である国民健康保険金田一診療所及び浄法寺診療所の施設・設備の計画的な更新を図るとともに、地域医療の確保を図る。

### イ その他

- ◆ 保健事業、介護保険サービスの内容の向上と充実に努めるとともに、関係機関との連携を強化し地域医療の充実を図る。
- ◆ 既往歴や健康診断結果をデータベース化した健康管理システム等を活用し、効果的な保健指導を進める。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 住民一人ひとりが健康意識の高揚を図るため、市と関係機関・団体が連携し、健康教育や健康相談、運動教室等の一層の充実を図るとともに、高齢者の健康課題の把握、分析、支援により、健康寿命の延伸を図る。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 生活習慣病を予防するために医療機関と連携を図り、生活習慣改善や各種検診、特定保健指導の受診率向上を図る。
- ◆ 医療機関への移動手段であるコミュニティバスをはじめとした移動手段について、受診者の状況に応じた支援に努める。

(3) 計画

別表のとおり

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療機器整備事業 CR画像診断編集装置更新 診療所整備、改修	市	
	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	健康管理システム更新・運用 住民の健康データベース(健康カルテ)更新・運用  【事業内容】 健康診断データ等を活用した健康指導システムの更新、運用・基金積立 【必要性】 住民の健康診断受診率の向上と予防活動の充実のため必要である。 【事業効果】 受診結果の分析に基づく健康指導等により、住民の健康づくり活動の充実が可能となる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		ロコモティブシンドローム予防事業 健康教室・健康相談等の実施  【事業内容】 地域の人々と交流しながら健康教室、健康相談を実施・基金積立 【必要性】 健康寿命の延伸、生活習慣病の予防施策として運動習慣の定着が必要である。 【事業効果】 若い世代から運動機能の維持増進により生活習慣病予防につながる。	市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、①現状の把握、②施設保有量の検討、③管理運営の方針、④個別施設計画の策定、⑤安全確保の重点検討施設について取組むこととする。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育関連施設等

本市では少子化に歯止めがかからず、小・中学校の入学者数が年々減少している。このような状況の中で、浄法寺地域では平成17年4月に学校統合を図り小学校、中学校とも1校に、二戸地域では平成21年4月に下斗米小学校が中央小学校に、平成22年4月に上斗米中学校が福岡中学校に、平成25年4月に仁左平中学校が金田一中学校に、平成31年4月に御返地中学校が福岡中学校に統合になったところである。

一方、学校施設の耐震診断結果に基づき、中央小学校などが耐震補強され、浄法寺小学校及び福岡中学校が移転新築されたところであり、市内小中学校の耐震化率は100%となっているものの、昭和40、50年代に建設された施設もあり老朽化していることから、計画的な改修により、児童生徒が安全で快適に学べる環境を整備する必要がある。

また、学校統合が進んだ結果、遠距離通学の児童・生徒が増加し、安全な通学環境を確保するため、各地域からバスターミナルや学校までスクールバスを運行しており、今後もスクールバスの運行を継続して児童・生徒の安全な通学を確保する必要がある。

さらに、学校教育における「GIGAスクール構想」については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、新しい生活様式への対応が求められており、早期にICT環境整備に取り組む必要がある。

学校給食センターについては、旧浄法寺町、旧二戸市の給食センターがいずれも老朽化していたことから、平成21年に二つの施設を統合し二戸市似鳥地区にオール電化による新給食センターを整備したが、施設は10年以上が経過し、設備の老朽化が進んでおり、計画的な更新が必要となっている。

#### イ 集会施設・体育施設等

近年、核家族化、少子化、就労する女性の増加等、家庭を取り巻く環境が大きく変化するとともに、高度情報化や価値観の多様化に伴い、住民一人ひとりや各世代における学習に対する要求が異なっている。

のことから、住民の生涯を通しての学習活動を支援し、地域振興や世代間交流の促進を進めるために、幼・少年期、青年期、成人期、高齢期などそれぞれのライフステージの

学習要望に応じた学習機会の提供を図る必要がある。

スポーツ振興においては、競技団体やスポーツを楽しむ方々等の活動により、幅広い世代でスポーツが浸透してきたが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、新しい生活様式に対応した取り組みが求められている。

また、スポーツを通じ、市内外の若者を中心とした交流の促進や、まちの活性化を図るために、既存施設の計画的な改修を進めるとともに、カーリング場整備について、関係団体との検討を進める必要がある。

## ウ 学校教育の充実

最も感性が豊かで吸収力のある小・中学生のコミュニケーション能力の育成と国際感覚を醸成するため、生きた英語に接し、国際理解を深める機会を設ける必要がある。

また、障がいなどにより教育上特別な配慮や支援を必要とする児童・生徒に対し、適切な指導及び効果的な支援を推進するためのきめ細やかな対応が求められている。

さらに、子どもたちが次代の地域振興の担い手として活躍できるよう、地域と連携しながら郷土の理解や愛着を高める教育を推進する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 学校教育関連施設等

- ◆ 学校校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール等の計画的な改修及び学校備品の整備充実により児童生徒の教育環境の充実を図る。
- ◆ スクールバスについては、児童・生徒数や走行距離等を勘案し計画的な更新を図る。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 就学援助や通学補助、育英資金貸与を行い、児童生徒が安心して学べる環境を確保する。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 小中学校のICT環境整備を推進し、情報活用能力の育成に取り組むとともに、新しい生活様式へ対応していく。

#### イ 集会施設・体育施設等

- ◆ 市民自らが生涯にわたり学び続けられるよう、学習に関わる情報の提供を定期的に行い、学習意欲の喚起や自主的な学びの支援を図るとともに、生涯学習環境の充実を図るため、

施設の計画的な改修を行う。

- ◆ スポーツ振興については、生きがいや健康づくりにつながるよう、健康体力づくり、健全育成のため生涯スポーツ活動を推進するとともに、市民が年間を通じてスポーツに親しめるよう体育施設の計画的な改修等を行う。
- ◆ 市民の体力づくりによる健康増進を図るとともに、スポーツを通じた交流拠点となるカーリング場の整備検討を進める。

#### ウ 学校教育の充実

- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の円滑な設置により、地域とともにある特色ある学校づくりを支援する。
- ◆ 小・中学生の学力向上を目的とし、教諭の授業力向上と児童生徒の学習定着のため研修や学習機会の充実を図るとともに、郷土の歴史や先人に学び、愛着と誇りを持って、国際社会の発展に貢献できる児童生徒の育成に向けた教育を推進する。
- ◆ 小・中学校にALT（外国語指導助手）を配置して、教育効果の高い学校教育を推進する。また、特別支援教育支援員を適切に配置し「特別支援教育」の充実を図る。

#### (3) 計画

別表のとおり

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎	小学校リフレッシュ事業 校舎改修工事	市	
	屋内運動場	中学校リフレッシュ事業 校舎改修工事	市	
		小学校リフレッシュ事業 屋内運動場改修工事	市	
	屋外運動場	中学校リフレッシュ事業 屋内運動場改修工事	市	
		小学校リフレッシュ事業 屋外運動場改修工事	市	
		中学校リフレッシュ事業 屋外運動場改修工事	市	

	水泳プール	小学校リフレッシュ事業 プール改修工事	市	
	スクールバス・ポート	中学校リフレッシュ事業 プール改修工事	市	
	給食施設	スクールバス更新事業 スクールバス(マイクロバス)	市	
	(3) 集会施設、体育施設等	給食センター施設改修・設備更新事業 施設改修・設備更新	市	
	集会施設	集会施設改修事業 石切所公民館建替事業	市	
	体育施設	体育施設改修事業 浄法寺運動公園改修事業 大平球場改修事業 ほか体育施設改修整備事業	市	
		体育施設整備事業 体育施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	スクールバス運行事業  【事業内容】 児童・生徒の通学バス運行・基金積立 【必要性】 地域内に集落が点在し、公共交通機関がないことから、児童・生徒の安全な通学のために必要である。 【事業効果】 年間を通じた児童・生徒の安全が確保されるとともに、父母の負担軽減も図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	義務教育	教育環境支援事業  【事業内容】 児童・生徒への就学援助や通学補助、育英資金貸与・ICT維持更新・基金積立 【必要性】 地域の自動・生徒が平等に教育を受けるため、各種支援が必要である。また、GIGAスクール構想に沿ったICT環境の維持が必要である。 【事業効果】 年間を通じた児童・生徒の安定した教育環境が確保されるとともに、父母の負担軽減も図られる。	市	
	義務教育		市	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、①現状の把握、②施設保有量の検討、③管理運営の方針、④個別施設計画の策定、⑤安全確保の重点検討施設について取組むこととする。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

本市の総面積は 420.4 k m<sup>2</sup>で、27,611 人、10,670 世帯(平成 27 年国勢調査)が生活している(人口密度 65.7 人／k m<sup>2</sup>)。

また、行政区は、二戸地域に 132 区、浄法寺地域に 70 区を設定しており、人口は地域の中 心部に集中しているが、集落は市内各地に点在している状況である。

各集落の地理的条件が異なるため、課題や問題点は多様であるが、日常生活の基礎となる 道路整備は共通の課題としてあげられる。

集落の活性化を図るうえで、若者の定住は欠かせない要件となることから、本地域で生ま れ育った若者の地域内への定住促進、あるいは、地域外に転出しても戻ってこられる環境づ くりに向けて、産業振興による雇用の創出、生活環境基盤の整備、地域活動の活性化などに 取り組む必要がある。

また、移住定住や地域間交流の促進を図るとともに、地域で住み続けられる環境整備も併 せて進める必要がある。

### (2) その対策

- ◆ 生活環境基盤や情報通信基盤の整備、並びに地上デジタル放送の難視聴地域の解消等に向 けた基盤整備を一層促進するとともに、各集落の公共施設を計画的に整備し、地域の活性 化を図るとともに、若者の地元定着率の向上を図る。
- ◆ 市民の主体的な地域づくりに向け、市民協働推進計画に基づき、地域の清掃作業や伝統行 事の継承などコミュニティ活動の推進や、地域の課題を解決するために住民が主体的に取 紐組む地域活動を行政も一体となって支援し、魅力ある地域づくりを図る。また、基金積 納立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 人口減少が続く中で、集落機能を維持するため、集落間のネットワーク圏整備や小規模多 機能自治の導入などにより、集落と都市住民との交流や連携による地域づくり活動を推進 するとともに、移住・定住者の受け入れによる地域振興にも取り組む。
- ◆ 地域を取り巻く状況の変化に柔軟に対応するために、地域産業の振興や地域の魅力を高め る取り組みを支援し地域の振興を図る。

### (3) 計画

別表のとおり

#### 事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域づくり活動支援 地域づくり・人づくりによる地域活動支援  【事業内容】 地域づくりや人材育成に向けた市民と行政の一体的な活動支援・基金積立 【必要性】 住民の自主的な活動を支援し、地域づくりを推進するために必要である。 【事業効果】 住民との協働による地域づくりの推進により、住民主体の魅力ある地域づくりが図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	(3) その他	テレビ難視聴地域解消事業 補助金交付	組合	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、①現状の把握、②施設保有量の検討、③管理運営の方針、④個別施設計画の策定、⑤安全確保の重点検討施設について取組むこととする。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

## **1.1 地域文化の振興等**

### **(1) 現況と問題点**

本市には、国指定史跡九戸城跡や座敷わらしの里として知られる金田一温泉、瀬戸内寂聴師が住職を務めた天台寺、あるいは古くから地域特有の産業であった漆など、歴史ある施設や特色ある産業が数多く残っている。

また、伝統芸能や産業技術など無形のものや、街並みや自然環境、産業景観など歴史や風土、先人からの生活の中で育まれてきた地域資源が多く、このような有形・無形の資源を「宝」として活用しながらまちづくりを進めてきた。

特にも、浄法寺漆は、その技術や伝統が高く評価され、日本遺産認定やユネスコ無形文化遺産登録により、日本文化を支える一大産地としての評価が高まっている。

これに加え、公民連携事業として進めている史跡九戸城跡周辺地区では第2期整備が進んでおり、また、天台寺周辺地区では、国の重要文化財である天台寺が360年振りの大規模修理を終えたところであり、今後それぞれが地域と一体となり取り組んでいく必要がある。

今後は、市内全域で、文化・芸術や文化財などの文化資源、歴史的な建造物や伝統的な行事、祭りなどの「宝」(地域資源)を地域住民が再認識しながら保存や継承、周知する活動が求められる。

さらに、地域文化の振興には文化・芸術団体だけではなく、産業、観光、教育、福祉など様々な分野の団体や企業等が活動にかかわり、地域全体で文化振興に取り組むことが必要である。

### **(2) その対策**

◆ 地域文化の振興に当たっては、地域の文化資源を住民が認識し、行政をはじめとする関係団体が連携しながら、地域全体で振興していく必要がある。このことから、住民自らが地域の文化振興に参画しているという意識の醸成を図り、教育や観光などの各分野、NPOやボランティア団体、民間企業等が柔軟に連携出来る仕組みづくりを進めるとともに、地域全体で様々な角度から文化振興に取り組む意識の醸成を図る。

◆ 地域文化の振興拠点施設である二戸市民文化会館や浄法寺文化交流センター、シビックセンター等は老朽化が進んでいることから、計画的に改修を行いながら文化交流活動の場として有効に活用するとともに、各地域にある集会所など既存施設を活用し各地域の

特色を踏まえた文化振興を図る。

- ◆ 「九戸城跡」については、第2期整備を推進するとともに、ガイダンス施設の整備を進め、歴史資源としての魅力とまちの魅力を高める活用を図る。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 「天台寺」については、浄法寺漆など地域の特色を発信しながら、多様な交流を促進するとともに、観光や漆産業の振興の拠点としての活用を進める。また、日本遺産認定やユネスコ無形文化遺産登録を契機とした、漆文化の継承と産業振興に向け、漆器製作施設である「滴生舎」や重要文化財収蔵庫の活用を図る。

### (3) 計画

別表のとおり

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
10 地域文化の振興	(1) 地域文化振興施設等 地域文化振興施設	文化交流施設整備 シビックセンター改修事業 文化会館リフレッシュ事業 浄法寺文化交流センター改修事業	市	
		漆と天台寺を核とした交流施設整備事業 滴生舎、収蔵庫等交流施設整備	市	
		史跡九戸城跡環境整備事業 九戸城跡環境整備事業 九戸城跡ガイダンス施設整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 基金積立	九戸城跡整備振興事業  【事業内容】 九戸城跡の整備・活用による文化振興及び情報発信等・基金積立 【必要性】 国重要文化財である九戸城跡の活用による、新たなまちづくりを推進するために必要である。 【事業効果】 住民との協働により九戸城跡の活用を図ることにより、地域文化の継承及び振興が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	(3) その他 漆掻き技術者養成	漆掻き技術者養成研修及び 技能練磨事業	日本うるし掻き技術保存会	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、①現状の把握、②施設保有量の検討、③管理運営の方針、④個別施設計画の策定、⑤安全確保の重点検討施設について取組むこととする。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

国は、令和2年10月の内閣総理大臣所信表明演説のなかで、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする、脱炭素社会の実現を目指すこととしている。

この5年間で政策を総動員し、地域の脱炭素と地域課題の解決につながる地方創生の同時達成を全国に広めることとしている。

本市は、折爪岳、稻庭岳など標高700～1,000m前後のなだらかな山々と丘陵地に占められており、また、市内の中心を1級河川馬淵川が流れ、安比川などの支流が注いでいる。

この豊富な自然的特性を生かした資源の活用により再生可能エネルギーの推進が求められる中で、横浜市との「再生エネルギーの活用を通じた連携協定」や県北9市町村合同での「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」を行っている。

また、岩手県の風力発電導入構想においては、大規模な風力発電の導入可能性が高い地域として、稻庭高原周辺地区と折爪岳北側地区が選定されており、現在、民間事業者による風力発電施設の建設が進んでいる。

今後は、持続可能な社会に向けたエネルギー政策を推進する必要があることから、市民の理解促進と普及啓発を進めるとともに、本市の特性を生かした新エネルギー施設の導入と、地域内経済が循環する仕組みづくりを進める必要がある。

### (2) その対策

- ◆ 公共施設や公用車等における脱炭素化を推進する。
- ◆ エネルギー資源の地産地消の観点から、再生可能エネルギー電力の導入促進や再生エネルギー発電施設が集積する地域性を生かし、環境や農林業等の健全な発展と調和のとれた土地利用を行うことにより、地域の活性化を図る。また、基金積み立てを行い、計画期間終了後も継続して事業を推進する。
- ◆ 「2050年二酸化炭素ゼロ宣言」に基づく取り組みを、共同宣言をした市町村と連携しながら進める。
- ◆ 省エネルギー住宅の普及や水素エネルギー等の利活用など、地球温暖化対策を含めた新たな社会システムの構築を図る。

### (3) 計画

別表のとおり

事業計画(令和3年度～7年度)

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用促進事業  【事業内容】 再生可能エネルギーの利用を推進するため、住宅への補助等・基金積立 【必要性】 国が目指すゼロカーボンを達成を目指し、再生可能エネルギーの利用を推進するために必要である。 【事業効果】 ゼロカーボンの達成により、地域の持続的な発展が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

公共施設等の管理に関する基本的な方針として、①現状の把握、②施設保有量の検討、  
③管理運営の方針、④個別施設計画の策定、⑤安全確保の重点検討施設について取組むこと  
とする。

過疎地域持続的発展計画に記載された公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適  
合するものであり、地域の持続的発展につながる施設整備を行っていく。

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 移住・定住 地域間交流 基金積立	住民交流・定住促進事業 都市住民等との交流、移住定住促進  【事業内容】 住民と都市住民の交流促進や移住定住支援などによる移住定住の推進・基金積立 【必要性】 都市間交流による人のつながりを強くしながら、地域に移り住む移住定住者の拡大による地域の活力維持が必要である。 【事業効果】 地域住民との交流活動を促進しながら移住定住にもつなげることで地域振興を図ることができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 第1次産業 基金積立	うるしの里づくり推進事業  【事業内容】 後継者育成支援、ウルシ原木確保、普及啓発等・基金積立 【必要性】 日本国内の生産量の約7割を占める漆の生産地であり、この地域資源としての漆を活用して地域の産業振興と活性化を図る。 【事業効果】 特色ある地域資源を住民が認識し、地域づくりに活用することで、本地域の特色を生かした、住民主体の地域づくりが見込まれる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	商工業・6次産業化 基金積立	産業人材育成事業  【事業内容】 新規就業者支援及び産業人材育成・基金積立 【必要性】 人口減少や若年層の域外流出により就業者や後継者が不足する業種が見られることから就業支援と人材育成が必要である。 【事業効果】 若い世代の新規就業者や産業を担う人材の育成により継続的な産業の振興が可能となる。	市	
	商工業・6次産業化 基金積立	地場産業振興事業  【事業内容】 地元特産品の販路拡大及び商品開発支援、ブランド力の向上および国内外へのPR強化・基金積立 【必要性】 市内には優れた特産品が多くあるため、その良さをPRしながら国内外での販路拡大に取り組む必要がある。また、新しい商品開発や新規創業など新分野開拓による地域資源の活用とふるさと名物商品など特産品のブランド化による商品力の向上が求められている。 【事業効果】 地元特産品の開発とブランド化に取り組みながら国内外の広いマーケットへの流通拡大が地場産業の振興につながる。	市	
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 情報化 デジタル技術活用 基金積立	情報化推進事業  新しい生活様式に対応したデジタル化等の推進  【事業内容】 市業務や学校、産業、地域のデジタル化等を推進するための設備、機器等の整備・基金積立 【必要性】 新型コロナウイルス感染症拡大により新しい生活様式への対応が求められる中で、テレワークやオンライン会議など産業面、地域公共交通や教育など様々な分野において情報化の推進が必要である。 【事業効果】 デジタル化が推進されることにより、産業振興、教育・生活環境の向上など、生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることで地域振興を図ることができる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ

事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 基金積立	コミュニティバス運行 各地域から市内中心部・医療機関への運行  【事業内容】 コミュニティバスの運行・基金積立 【必要性】 住民の通院等日常生活を支えるために必要である。 【事業効果】 公共交通機関がなく自家用車を持たない高齢者等の通院や買い物等、日常生活の地域間格差が解消できる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	交通施設維持 基金積立	道路環境保全事業 道路環境の保全による安全確保  【事業内容】 道路環境の維持保全・基金積立 【必要性】 人口減少、集落の高齢化などにより、道路環境の保全活動が難しくなってきている。 【事業効果】 地域活動での道路維持活動をあわせて道路環境を維持保全することで利用者の安全確保を図ることができる。	市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 危険施設撤去 基金積立	公共施設の解体撤去 公共施設や空き家等の解体撤去による景観保全  【事業内容】 老朽化した公共施設や空き家等の解体撤去・基金積立 【必要性】 老朽化及び用途廃止した公共施設や空き家が増加しており、景観や安全上支障が出ている。 【事業効果】 公共施設等の解体撤去により、安全確保と景観向上を図る。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業 子育て支援事業	子育て環境応援事業  【事業内容】 地元企業や子育て保護者と連携した子育て応援事業・基金積立 【必要性】 子育てをしながら生活しやすい環境づくりを民間企業や保護者と進めながら負担感の解消を図る必要がある。 【事業効果】 子育て環境の改善や地域一体的な子育て応援の仕組みづくりにより子どもを生み育てやすい環境をつくる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	高齢者・障害者福祉	高齢者福祉推進事業  【事業内容】 高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るための支援事業・基金積立 【必要性】 高齢者の健康寿命延伸のため必要である。 【事業効果】 高齢者の自立支援が図られる。	市	
		高齢者生きがい対策事業  【事業内容】 高齢者の長寿祝いや、老人クラブ活動等を通じた社会参加促進に対する支援事業・基金積立 【必要性】 高齢者の活躍の場作りや、地域での交流が高齢者の見守りにもつながるため必要である。 【事業効果】 高齢者の社会参加促進が図られる。	市	
	高齢者・障害者福祉	障害者福祉推進事業  【事業内容】 障がい者相談の実施及び助成事業 【必要性】 障がい者の生活向上及び自立支援のため必要である。 【事業効果】 障がい者の自立支援、社会参加促進が図られる。	市	
		障害者地域生活支援事業  【事業内容】 障がい者相談支援及び各種給付事業 【必要性】 障がい者の安心した生活を支援するために必要である。 【事業効果】 相談事業の実施により障がいを持つ人たちも、安心した地域生活が可能となる。	市	

## 事業計画(令和3年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施策区分	事業名(施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	健康管理システム更新・運用 住民の健康データベース(健康カルテ)更新・運用  【事業内容】 健康診断データ等を活用した健康指導システムの更新、運用・基金積立 【必要性】 住民の健康診断受診率の向上と予防活動の充実のため必要である。 【事業効果】 受診結果の分析に基づく健康指導等により、住民の健康づくり活動の充実が可能となる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
		ロコモティブシンドローム予防事業 健康教室・健康相談等の実施  【事業内容】 地域の人々と交流しながら健康教室、健康相談を実施・基金積立 【必要性】 健康寿命の延伸、生活習慣病の予防施策として運動習慣の定着が必要である。 【事業効果】 若い世代から運動機能の維持増進により生活習慣病予防につながる。	市	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 義務教育	スクールバス運行事業  【事業内容】 児童・生徒の通学バス運行・基金積立 【必要性】 地域内に集落が点在し、公共交通機関がないことから、児童・生徒の安全な通学のために必要である。 【事業効果】 年間を通じた児童・生徒の安全が確保されるとともに、父母の負担軽減も図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
	義務教育	教育環境支援事業  【事業内容】 児童・生徒への就学援助や通学補助、育英資金貸与・ICT維持更新・基金積立 【必要性】 地域の自動・生徒が平等に教育を受けるため、各種支援が必要である。また、GIGAスクール構想に沿ったICT環境の維持が必要である。 【事業効果】 年間を通じた児童・生徒の安定した教育環境が確保されるとともに、父母の負担軽減も図られる。	市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他	地域づくり活動支援 地域づくり・人づくりによる地域活動支援  【事業内容】 地域づくりや人材育成に向けた市民と行政の一体的な活動支援・基金積立 【必要性】 住民の自主的な活動を支援し、地域づくりを推進するために必要である。 【事業効果】 住民との協働による地域づくりの推進により、住民主体の魅力ある地域づくりが図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
10 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 地域文化振興 基金積立	九戸城跡整備振興事業  【事業内容】 九戸城跡の整備・活用による文化振興及び情報発信等・基金積立 【必要性】 国重要文化財である九戸城跡の活用による、新たなまちづくりを推進するために必要である。 【事業効果】 住民との協働により九戸城跡の活用を図ることにより、地域文化の継承及び振興が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利用促進事業  【事業内容】 再生可能エネルギーの利用を推進するため、住宅への補助等・基金積立 【必要性】 国が目標ゼロカーボンを達成を目指し、再生可能エネルギーの利用を推進するために必要である。 【事業効果】 ゼロカーボンの達成により、地域の持続的な発展が図られる。	市	当該施策の効果は将来に及ぶ